【表紙】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 令和 6 年12月26日

【発行者名】 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

(MUFG Lux Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネジング・ディレクター

ジャンフランソワ・フォートン

(Managing Director Jean-François Fortemps)

コンダクティング・オフィサー

ナタリー・シラ

(Conducting Officer Nathalie Chilla)

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1150

アーロン通り287-289

(287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand

Duchy of Luxembourg) 弁護士 木村 庸五

弁護士 山中 眞人

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番20号

赤坂パークビル

狛グローカル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 木村 庸五

 弁護士
 山中
 眞人

 弁護士
 石瀧
 梨央

【連絡場所】 東京都港区赤坂 5 丁目 2 番20号

赤坂パークビル

狛グローカル法律事務所 ...

【電話番号】 03 (6550)8833(代)

【届出の対象とした募集(売出)外国マン・AHL・マイルストーン投資信託受益証券に係るファンドの名(MAN-AHL Milestone)

【届出の対象とした募集(売出)外国 投資信託受益証券の金額】

称】

受益証券500万口を限度とする。受益証券500万口について、それぞれの受益証券の1口当りの各発行価格について各発行口数を乗じた金額の合計額を上限とする。(上限見込額は15億7,534万米ドル(約2,420億円))

(注1)上限見込額は、便宜上、2024年10月31日現在の受益証券1口当り純資産価格(315.0678米ドル)に 500万口を乗じて算出した金額である。

(注2)米ドルの円貨換算は、2024年10月31日現在の株式 会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=153.64円)による。

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、令和6年9月27日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により更新および追加するため、また原届出書の記載事項に訂正すべき事項および新たな情報がありますのでこれを訂正・更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、別段の記載がないかぎり、直近の 為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1)半期報告書提出による訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*が追加または同一内容に更新されます。

| 原届出書 | 半期報告書 | 訂正の方法 |
|----------------|-----------------|---------|
| 第二部 ファンド情報 | | |
| 第1 ファンドの状況 | | |
| 1 ファンドの性格 | 4 管理会社の概況 | |
| (3)ファンドの仕組み | (1)資本金の額 | 更新 |
| (f) 管理会社の資本金の額 | | |
| 5 運用状況 | 1 ファンドの運用状況 | |
| (1)投資状況 | (1)投資状況 | 更新 |
| (3)運用実績 | (2)運用実績 | 追加 / 更新 |
| 第3 ファンドの経理状況 | | |
| 1 財務諸表 | 3 ファンドの経理状況 | 追加 |
| 第三部 特別情報 | | |
| 第1 管理会社の概況 | | |
| 1 管理会社の概況 | 4 管理会社の概況 | |
| (イ)管理会社の資本金の額 | (1)資本金の額 | 更新 |
| 2 事業の内容及び営業の概況 | (2)事業の内容及び営業の状況 | 更新 |

^{*} 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

次へ

1 ファンドの運用状況

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.) (以下「管理会社」という。)により管理運営されているマン・AHL・マイルストーン (MAN-AHL Milestone) (以下「ファンド」という。)の運用状況は次のとおりである。

(1)投資状況

資産別の投資状況

(2024年10月31日現在)

| | | (= 0 = 1 1 0 / 3 0 1 H - 70 H - 7 |
|---------------------|-----------------------------|--------------------------------------|
| 資産の種類 | 時価合計 (米ドル) | 投資比率 (%) |
| 債券 | 19,986,609.64 | 47.74 |
| 投資信託 | 19,797,970.68 | 47.29 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | 2,077,536.53 | 4.96 |
| 合計 (純資産総額) | 41,862,116.85 (6,432百万円) | 100.00 |

- (注1)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。
- (注2)米ドルの円貨換算は、2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円)による。以下同じ。
- (注3)本書の中で、金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ必要な場合は四捨五入してある。従って、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合がある。以下同じ。

(2)運用実績

純資産の推移

2024年10月末日前1年間における各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

| | 純資産総額 | | 1 口当りの | 純資産価格 |
|-------------|--------|-------|----------|--------|
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 |
| 2023年11月末日 | 46,273 | 7,109 | 320.0048 | 49,166 |
| 12月末日 | 46,711 | 7,177 | 324.2944 | 49,825 |
| 2024年 1 月末日 | 46,061 | 7,077 | 321.4948 | 49,394 |
| 2月末日 | 49,097 | 7,543 | 343.5979 | 52,790 |
| 3月末日 | 50,991 | 7,834 | 358.3121 | 55,051 |
| 4月末日 | 52,898 | 8,127 | 373.2249 | 57,342 |
| 5 月末日 | 52,646 | 8,089 | 371.7321 | 57,113 |
| 6月末日 | 49,510 | 7,607 | 352.3634 | 54,137 |
| 7月末日 | 47,048 | 7,228 | 340.5279 | 52,319 |
| 8月末日 | 44,483 | 6,834 | 323.6585 | 49,727 |
| 9月末日 | 44,622 | 6,856 | 327.5697 | 50,328 |
| 10月末日 | 41,862 | 6,432 | 315.0678 | 48,407 |

⁽注)評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記表の各月末の金額は、会計年度の決算月である2024年3月末日および 半期の決算月である2024年9月末日の金額を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日 の、また当該末日が月曜日以外の場合はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が記載されている。 2024年3月末日および2024年9月末日については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が記載されている。 る。

<参考情報>

純資産の推移

2014年11月から2024年10月までの10年間における各月末日または最終評価日 (注)の受益証券 1 口当り純資産価格および純資産総額の推移は以下のとおりである。



- (注)評価日は原則として毎週月曜日であるため、上記グラフの各月の金額は、会計年度末ならびに半期の決算月である3月 および9月を除き、その月の末日が月曜日かつファンド営業日である場合は当該末日の、また末日が月曜日以外の場合 はその月の最終評価日に算出され当該末日現在有効な金額が表示されている。
 - 3月および9月については、原則上の評価日ではなく末日付けで算出された金額が表示されている。

分配の推移 該当事項なし

収益率の推移

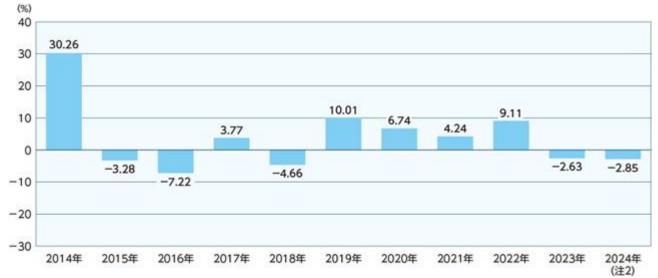
2023年10月末日から2024年10月末日までの期間の収益率は以下のとおりである。

| | 一口当り純資産価格 収益率(%) | | | | |
|------------|------------------|--------|--|--|--|
| 2023年10月末日 | 338.2612米ドル | | | | |
| 2024年10月末日 | 315.0678米ドル | - 6.86 | | | |

<参考情報>

年間収益率の推移

直近10年と10か月間の暦年毎の収益率の推移は以下のとおりである。



(注1) 収益率(%) = 100 x (a - b) / b

a = 12月最終評価日の受益証券 1 口当り純資産価格(当該暦年の分配金の合計額を加えた額)(税引前)

b = 当該暦年の直前の12月の最終評価日の受益証券1口当り純資産価格(分配落の額)(税引前)

(注2)2024年については2023年12月の最終評価日から2024年10月の最終評価日までの騰落率となる。

ベンチマークは設定していない。

2 販売及び買戻しの実績

2023年11月1日から2024年10月末日までの販売および買戻しの実績および2024年10月末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

| | 販売口数 | 買戻し口数 | 発行済口数 |
|-------------|---------|----------|-----------|
| 2023年11月1日 | 1,835 | 14,978 | 132,867 |
| ~2024年10月末日 | (1,835) | (14,978) | (132,867) |

(注)()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

次へ

3 ファンドの経理状況

- a.ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.ファンドの中間財務書類は、公認会計士および監査法人のいずれの監査証明も受けておらず、また 外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等 をいう。)から監査証明に相当すると認められる証明も受けていない。
- c.ファンドの原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2024年10月31日現在における株式会社 三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.64円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

次へ

(1)資産及び負債の状況

マン・AHL・マイルストーン

純資産計算書 2024年 9 月30日現在

(単位:米ドル)

| 資産 | 注 | 米ドル | 千円 |
|---------------|---------|---------------|--------------|
| 投資有価証券(取得原価) | (2) | 43,109,015.18 | 6,623,269.09 |
| 未実現評価(損)/益 | | (569,565.84) | (87,508.10) |
| 投資有価証券 (時価) | (2) | 42,539,449.34 | 6,535,761.00 |
| 現金預金 | (2) | 837,621.39 | 128,692.15 |
| ブローカー預託金 | (2, 10) | 2,169,621.22 | 333,340.60 |
| 前払費用 | | 30,108.02 | 4,625.80 |
| その他資産 | - | 16,810.73 | 2,582.80 |
| 資産合計 | | 45,593,610.70 | 7,005,002.35 |
| 負債 | | | |
| 未払費用 | (3) | (671,245.82) | (103,130.21) |
| 買戾受益証券支払債務 | _ | (300,160.03) | (46,116.59) |
| 負債合計 | - | (971,405.85) | (149,246.79) |
| 純資産合計 | | 44,622,204.85 | 6,855,755.55 |
| 発行済受益証券 | | 136,222 □ | |
| 一口当り純資産価格 | _ | 327.5697 | 50,328円 |

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

(2)投資有価証券明細表等

マン・AHL・マイルストーン 投資有価証券およびその他の純資産明細表 2024年9月30日現在 (単位:米ドル)

| | 通貨 | 額面/保有高 | 原価 (注2) ——— | 時価 (注2) ——— | 純資産比率 (%) |
|--|------|-----------|-------------------|-------------------|--------------|
| I.公認証券取引所に許可されたまた は別の規制市場で取引されている 譲渡可能有価証券 | | | | | |
| 債券 | | | | | |
| 米国 | | | | | |
| 2025年 3 月20日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券 | 米ドル | 3,200,000 | 3,133,951.10 | 3,135,362.24 | 7.03 |
| 2024年10月 3 日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券 | 米ドル | 3,500,000 | 3,422,734.34 | 3,499,085.45 | 7.84 |
| 2024年10月24日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券 | 米ドル | 3,500,000 | 3,415,679.16 | 3,489,479.00 | 7.82 |
| 2024年11月14日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券 | 米ドル | 3,500,000 | 3,412,097.74 | 3,480,129.80 | 7.80 |
| 2024年11月29日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券 | 米ドル | 3,500,000 | 3,416,031.64 | 3,473,215.20 | 7.78 |
| 2024年12月 5 日満期ゼロ・クーポン 米国財務省証券 | 米ドル | 3,500,000 | 3,415,965.00 | 3,471,494.05 | 7.78 |
| 合計 I. | | | 20,216,467.98 | 20,548,766.64 | 46.05 |
| . その他譲渡可能有価証券 | | | | | |
| 投資ファンド / 信託 | | | | | |
| バミューダ | | | | | |
| AHL・アルファ・マスター・リミ テッド クラスA米ドル建 AHL AAT1 クラスA米ドル | 米ドル | 1,635 | 1,280,812.15 | 1,170,021.78 | 2.62 |
| AHL・エボリューション・リミテッ ド | 米ドル | 651 | 7,790,304.33 | 7,572,523.13 | 16.97 |
| AHL・インスティチューショナル・ シリーズ3リミテッド | 米ドル | 69,171 | 13,821,430.72 | 13,248,137.79 | 29.69 |
| 合計 . | | | 22,892,547.20 | 21,990,682.70 | 49.28 |
| 有価証券投資合計 | | | 43,109,015.18 | 42,539,449.34 | 95.33 |
| 要求払預金 | | | | 837,621.39 | 1.88 |
| ブローカーへの預託金 | | | | 2,169,621.22 | 4.86 |
| その他の資産/(負債)(純額) | | | | (924,487.10) | (2.07) |
| 純資産合計 | | | | 44,622,204.85 | 100.00 |
| 添付の注記は当財務書類と不可分 | の一体を | なす。 | | | |

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

マン・AHL・マイルストーン 投資有価証券の地域別内訳 2024年9月30日現在

| | 純資産比率(%) |
|-------|----------|
| N/ E | 40.05 |
| 米国 | 46.05 |
| バミューダ | 49.28 |
| | 95.33 |

添付の注記は当財務書類と不可分の一体をなす。

<u>次へ</u>

マン・AHL・マイルストーン 財務書類に対する注記 2024年9月30日現在

注1.一般的事項

マン・AHL・マイルストーン(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき、存続期限無期限の非会社型の資産の共有持分として、ルクセンブルグにおいて設定され、2000年3月1日に効力を生じ、ルクセンブルグの官報(ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン、メモリアルC)にて公表された約款に従って、管理会社によって運用されている。ファンドは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(随時改正済)(以下「2010年法」という。)パートの規定に服している。そのファンドの受益証券の販売は、欧州連合またはそのいずれの国の公衆に対しても行われない。

ファンドの投資目的は、AHL分散投資プログラムおよび場合により投資運用会社により選任された複数の独立のファンド・マネジャーにより引受けられる他の先物戦略に直接的または間接的に投資するか、または投資運用会社により運用される投資ファンドに投資するかのいずれかによって、受益証券の価値に反映されおよび/または分配金の支払いを通じての大幅な中期的成長を達成することである。市場および戦略の分散投資に重点を置くことにより、ポートフォリオは力強い元本の中期的成長を提供することを追求する。

管理会社である「MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.」は、2010年法チャプター15に従い設立され認可されたUCITS管理会社として行為し、またオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネージャーに関する2013年7月12日付法律(随時改正済)チャプター2第5条に基づいてオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネージャーとして行為することをルクセンブルグ金融監督委員会(CSSF)により認可されている。その投資ファンドの戦略はヘッジ・ファンド、不動産ファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他の株式ファンドおよびその他の債券ファンドにより構成されている。

注2. 重要な会計方針の要約

財務書類の表示

当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従って作成されている。

a)投資有価証券の評価

ファンドの資産は、以下の通り評価される。

- (a) 証券取引所に上場されているかまたはその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における当該日の入手可能な最終の時価で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合は、かかる証券の主要な市場を構成する証券取引所または市場における当該日の入手可能な最終の価格が決定因子となる。
- (b) 証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場で取引されていない有価証券は、当該日の入手 可能な最終の時価で評価される。
- (c) 当該日につきいずれの相場も入手できないかまたは上記(a)および/または(b)により参照されるが 価格が公正な時価を表していない有価証券は、その合理的に予測可能な売却価格に基づき、慎重かつ 誠実に評価される。
- (d) 手元現金、貸付金または預金、手形、約束手形および売掛金勘定、前払費用、現金配当、利息およびその他支払金の評価は、その全額(適用ある源泉徴収税がある場合、その控除後)とする。ただし、管理会社が当該資産はその全額には相当しないと決定した場合、その価値は、管理会社がその合理的な価額であるとみなす価額とする。
- (e) いずれかの先物取引所において相場が立ち、上場され、取引されまたは扱われる投資対象の評価 は、計算が行われることとなっている日の営業時間の終了時点の決済価格を参照して決定される。

- (f) 金融デリバティブ商品である有価証券または管理会社が上記の規定では適切には評価されないと判断したその他の資産である場合、その評価は、管理会社が随時決定する方法により随時決定されるものとする。
- (g) 換金されたか知られたる価格により換金される契約の資産の場合、当該資産の価値を決定するその他の手段の代わりにその換金手取金純額が考慮に入れられる。
- (h) ファンドが購入した投資ファンドにおける持分の評価は、当該投資ファンドが直近に報告した当該 持分の純資産価額とする。
- (i) いかなる資産の評価も、いずれかの通貨の対米ドル為替換算レートによる換算額または関連することのある割引の全ての金額を考慮して決定される。
- (j) 資産(または負債)に関しては、当該資産または負債の評価は、ルクセンブルグの一般に公正妥当と認められた会計原則に従い決定されるかまたはその他により誠実に決定され、管理会社がその公正価値を表していると決定する金額とする。

b)投資有価証券売却に係る実現純利益/(損失)

投資有価証券売却に係る実現純利益 / (損失)は売却された有価証券の平均取得原価を基準にして算出される。

有価証券売買取引は、その取引日に計上される。

c) 外国為替先渡契約の評価

外国為替先渡契約は、契約の残存期間に適用される先渡外国為替レートを参照して決済日に評価される。未決済外国為替先渡契約の未実現評価益(純額)または評価損(純額)は、契約レートと契約終了のためのレートとの間の差異として算出される。こうした契約の実現損益および未実現評価損益の変動は、損益計算書および純資産変動計算書に開示される。

d) 為替換算

財務書類は米ドルで表示される。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外貨建の収益、費用および実現(損)/益は取引日現在有効な為替レートで米ドルに換算される。外国為替取引に係る利益および損失は、損益計算書および純資産変動計算書において認識される。投資有価証券およびデリバティブ金融商品に係る実現および未実現の損益は、外貨変動により生ずる損益を含む。

2024年9月30日現在、適用される為替交換レートは次のとおりである。

1米ドル = 0.89807ユーロ

e) 収益の認識

投資収益は発生主義で認識される。受取利息は取得時に計上される。

f) 投資有価証券の原価

会計通貨以外の通貨により表示される投資有価証券の原価は、取引日現在の為替レートにより会計通 貨に換算される。

g)分配金

管理会社は、当該会計年度のファンドの資産(前会計年度からの繰越損失(もしあれば)を控除した後)の新規の純利益の50%を上限とする金額に相当する額の分配を毎年行うことができる。ただし、受益証券一口当りの年間分配額の上限は、分配金の支払が管理会社により決定された日に先立つ3月、6月、9月および12月末における90日物SOFRフォールバック・レートの平均に1%を加えた金利を100米ドルに乗じた額に相当する金額とする。

分配の結果、純資産価額が1,250,000ユーロに相当する米ドル金額を下回ることとなる場合は、分配が行われることはない。

支払期日から5年以内に受取られなかった分配金は失効し、ファンドに戻される。

2024年4月1日から2024年9月30日までの期間(以下「本期間」という。)中、分配金の支払いはなかった。

注3. 未払費用

| 費用 | 注 | 米ドル |
|---------------------|-------|------------|
| 管理事務代行報酬および保管受託報酬 | (9) | 12 165 11 |
| 自注事が1011牧師のよび休官文託報酬 | (8) | 43,465.41 |
| 代行協会員報酬 | (9) | 33,211.21 |
| 投資運用、投資顧問および成功報酬 | (4) | 444,949.11 |
| 管理会社報酬 | (7) | 19,909.16 |
| 専門家報酬 | | 556.71 |
| 「年次税」 | (6) | 25,199.44 |
| ブローカー手数料 | (5) | 103,954.78 |
| 合計 | | 671,245.82 |

注4.投資運用、投資顧問および成功報酬

修正され再表示された投資運用契約及びトレーディングアドバイザー契約に従って、投資運用会社および運用助言者は、以下のように想定評価額によって異なる割合で毎週計算された投資運用報酬のファンドの資産からの支払いを受けることができる。

- ・最初の258,115口分までは、想定AHLアロケーション評価額に対し年率3%の1/52の割合
- ・258,115口を上回る分には、想定AHLアロケーション評価額に対し年率2%の1/52の割合
- ・さらに、投資運用会社および運用助言者は、それぞれのトレーディング・アカウントの新規の純値上り 益の20%相当額の成功報酬を受領する権利を有する。目論見書記載の新規の純益とは、報酬受領者に よって運用された配分から発生したファンド資産の増加分に基づいている。
- ・マン・グループのメンバーに帰属する報酬に相当し、投資対象である原ファンドに連動するリベートは、投資運用報酬から直接的に控除される。

2024年9月30日に終了した期間中、268,917.06米ドルの成功報酬が発生し、支払われた。

注5.ブローカー手数料

管理会社は当初、「紹介ブローカー契約」(以下「紹介契約」という。)をマン・インベストメンツ・アーゲー(以下「前紹介ブローカー」という。)と締結した。2017年5月1日付で、管理会社、前紹介ブローカーおよびAHLパートナーズ・エルエルピー(以下「新紹介ブローカー」という。)は紹介契約に関する更新・変更証書を締結し、これに基づき、前紹介ブローカーは紹介契約による拘束を解かれ当事者ではなくなった一方、新紹介ブローカーは前紹介ブローカーに代り紹介契約の権利および義務による拘束を引き受けた。紹介契約に基づき、紹介ブローカーは管理会社に対し、週次取引要約報告書の形式で評価のために必要な情報を提供する。

紹介契約に基づき、紹介ブローカー(紹介契約にて定義されたとおり)はそのトレーディング・アカウントに割当てられた資産の想定価額の年率0.7%に相当するブローカー手数料を受領する権利を有する。

注6.「年次税」

ファンドは、ルクセンブルグにおいて投資信託として登録されており、その結果、ルクセンブルグにおいては、その収益、利益または利得についての課税の対象とはされていない。ただし、現行法規に基づき、ファンドは、純資産総額の0.05%の年率で、該当する四半期末現在のファンドの純資産価額をもとに

四半期毎に計算され支払われるサブスクリプション・タックス(以下「年次税」という。)を課せられて いる。

注7.管理会社報酬

管理会社は、ファンドの各週の平均純資産価額の年率0.15%で、毎週計算され、四半期毎に支払われる 管理会社報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。年間最低管理報酬は40,000米ドルが適用され る。

注8. UCI管理事務代行報酬および保管報酬

ファンドの保管受託銀行は、各四半期末現在の純資産総額の年率0.33%の割合で、四半期毎に支払われ る保管受託報酬およびUCI管理事務代行報酬をファンドの資産から受領する権利を有している。保管報 酬およびUCI管理事務代行報酬の年間最低報酬は61,000米ドルが適用される。

注9.代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの各週の平均純資産総額の年率0.25%の割合で、毎週計算され四 半期毎に支払われる報酬をファンドの資産から受領する権利を有する。

注10.ブローカー預託金

かかる預託金は、証拠金の要求を満たすためにブローカーにより保有される。ブローカーは、契約に 従って企図された取引に関連し、ファンドに代って、資産および現金を保有する。

注11.ポートフォリオの変動計算書

2024年9月30日に終了した期間の詳細なポートフォリオ変動明細表は、ファンドの管理会社の登記上の 事務所において請求により無料で入手することができる。

注12. SFTR(証券金融取引規則)に関する規則(EU)第2015/2365号に従った開示 ファンドはSFTR(証券金融取引規則)の範疇に入る金融商品を利用していない。

注13. 持続可能ファイナンス開示規則(「SFDR」)

ファンドは、第6条SFDRファンドとしての資格を有する。したがって、この金融商品の投資対象で ある投資有価証券は環境面で持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮しない。

注14. 後発事象

UCI段階での純資産価額の算定の過誤、投資制限違反およびその他の過誤発生時の投資家保護に関す る金融監督委員会(CSSF)通達第24/856号の規定(2025年1月から、金融監督委員会(CSSF)通 達第02/77号に取って代わる)に準拠するための目論見書の更新が現在進められている。

当財務書類の注記において調整または開示を必要とする重大な後発事象は発生していない。 <u>次へ</u>

4 管理会社の概況

(1)資本金の額

管理会社の資本金は、2024年10月31日現在、一株当たり25ユーロ(4,168円)の発行済み記名式株式295,000株で構成される7,375,000ユーロ(12億2,963万円)であり、全額払込済である。

(注)ユーロの円貨換算は2024年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=166.73円)による。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的は、1または複数の()譲渡可能有価証券を投資対象とする契約型投資信託に関する法律、規則および管理規定の調整を図る2009年7月13日付欧州議会および理事会指令第2009/65/EC号(以下「UCITS指令」という。)に従い認可された譲渡可能有価証券(以下「UCITS」という。)を投資対象とするルクセンブルグ籍投資信託およびルクセンブルグ以外の国籍の投資信託、ならびに2010年法の第15章の条項および他の適用法に従って、投資信託の受益者または株主の代わりに、UCITS指令ではカバーされないUCIS、()専門投資信託に関する2007年2月13日付ルクセンブルグ法(改正済)の意味の範囲内で、かつそれに準拠する専門投資信託、ならびに()オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令第2011/61/EU号を実行する、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付法律(改正済み)(以下「2013年法」という。)によって置き換えられたオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令第2011/61/EU号(以下「AIFMD」という。)の意味の範囲内でかつそれに従ったオルタナティブ投資ファンド(以下「AIFMD」という。)の意味の範囲内でかつそれに従ったオルタナティブ投資ファンド(以下「AIFMD」という。)の管理事務集合的なポートフォリオ運用を行うことである。UCITS、UCISおよびAIFSを以下「投資信託」と総称する。

管理会社はまた、かかる投資信託の資産の管理およびそれらの販売促進に関連して、かかる投資信託のアドバイザーとしての業務を行うこともできる。

2010年法別紙第 に従い、投資ファンドの集合的ポートフォリオ運用業務には以下の機能を含む。

- ポートフォリオ運用
- 次の事項を含む一般管理
 - (a) 法務およびファンド管理会計サービス、
 - (b) 顧客調査、
 - (c) ポートフォリオの評価および受益証券および / または投資証券の価格算定(納税申告を含む。)、
 - (d)規制遵守の監視、
 - (e) 受益者および/または投資主の登録簿の維持管理、
 - (f) 収益の分配、
 - (g) 受益証券および/または投資証券の発行および買戻し、
 - (h)契約の決済(証書の送付を含む。)、
 - (i)記録の保持。
- マーケティング

さらに、AIFsを管理する業務には2013年法別紙 に掲げられた機能を含む。

管理会社は、AIFsを含むUCITSおよびUCIsのために、または委託を受けて他の管理会社のために、これらの業務の一部または全部を履行することができる。管理会社はルクセンブルグおよびルクセンブルグ以外の国において役務を提供し、その目的のため、代表事務所および/または支店を設立することができる。管理会社はまた、自己の資産を管理し、その目的の達成および発展に有用であるとみなすすべての事業および業務を行うことができるが、しかし商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法(改正済)(以下「1915年法」という。)、2010年法第15章および2013年法により設定された制限の範囲内にとどまるものとする。

管理会社は、AIFMD基準に準拠し、健全および効果的なリスク管理と調和する報酬制度を採用している。それは、管理会社が運用するファンドのリスクの概観、規則または設立証書と矛盾するリスクを取ることを奨励していない。報酬制度は、()管理会社およびそれが運用するファンドの事業戦略、目的、価値および利益、()かかるファンドの投資者の最善の利益に沿っており、かつ()利益相反を回避するための措置を含む。また、報酬制度は、管理会社の報酬制度に、報酬制度の持続可能性リスクの統合との整合性についての情報を含めることに関する、サステナブル関連の開示に関する規則(以下「SFDR」という。)第5条の規制要件も組入れている。

管理会社は、ポートフォリオ運用業務を含むいくつかの業務の達成に関し、外部当事者との契約上の受任の取決めがある。管理会社は、ポートフォリオ運用業務が外部委託されているその任命された受任者がデューディリジェンス手続を通じておよび契約を根拠として、UCI法、2010年法、2013年法、AIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAガイドライン(第ESMA/2013/232号)に基づき適用ある報酬に関する規制上の要件と同等に効果的な報酬に関する規制上の要件に服することを確保する。

報酬制度は、管理会社と、または場合により、管理会社の取締役、外部コンサルタントを含む、コンダクティング・オフィサー、及びその他のフルタイム又はパートタイムの従業員との雇用契約を有する者に対し管理会社が支払うすべての報酬に適用される。適用ある規制上の規定に従い、制度の適用は管理会社の内部監査人およびコンプライアンス・オフィサーにより行われる第3水準の制御の範疇に入る。かかる制御の結果は、管理会社の取締役会(以下、単に「取締役会」という。)に毎年報告されなければならない。

管理会社は、その規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑さに相応しい方法 および程度で、ファンドまたは管理会社およびAIFMDに適用ある関連法に記載された原則を 遵守するという意味における比例制の原則を考慮してきた。

その特別な性質をより具体的に考察すると、

- フルタイムの従業員が少数(20人未満)であること。
- 容易に現金化できる資産が大部分の資産であるという、管理会社が運用するファンドの流動性の概観
- 有名なポートフォリオ運用会社に委託され実行される投資運用
- 管理会社の報酬制度の受領者が以下であること。
 - 取締役会
 - 管理職の者。これにつき、潜在的な利益相反を防ぐために取締役でもある管理職のメンバーは、特定の項目に係る自己自身の報酬に関する場合、取締役会で管理職報酬を決定することを禁じられていることに注意すべきである。ならびに、
 - ・ 従業員。従業員の固定報酬は取締役会の監督の下に管理職により決定される。

こうした変動報酬の受領者は、1)特定の者、および2)管理会社のその他すべての従業員、の2種類に分類される。特定の従業員とは、取締役、コンダクティング・オフィサー、管理機能従事者(コンプライアンス、内部監査およびリスク管理)ならびにリスク負担者である。しかし、管理会社に特定される非リスク負担者は存在しない。その他すべての従業員とは、特定の従業員には属さないいずれかの者である。

管理会社には運用成績を基準とする風土があり、したがって、変動する報酬を通じて従業員に報いている。これは、従業員を惹きつけ、繋ぎ留め、そして、不適切なリスク負担を助長することなく動機付けるために設計されている。

取締役会および管理職は、雇用契約において変動報酬の額が固定されることを受入れない。取締役会は、制度の詳細に記載の基準表に基づき、かつ年間評価手続きの結果を踏まえて、変動報酬を割当てる決定を行うことができる。年間の評価手続きは、既定の目標に対する従業員の業績を評価し、測定するために使用される。「特定の、測定可能、達成可能、現実的および期限を定めた(または「SMART」として知られる)」目標という概念が、目標設定にあたり利用される。取締役会が承認した場合、変動報酬は年間の自由裁量の賞与を通じて支払われる。

特定の者として制度に記載のすべての従業員については、運用成績の査定は、管理会社が運用するファンドの投資家による保有期間に相応しい複数年の枠組みにおいて設定される。管理会社はまた、その特定の者の運用成績の査定が、ファンドの長期の運用成績およびその投資リスクに相応しいものであることも確保する。

取締役会は、固定および変動報酬を決定するにあたり、固定部分が、変動報酬がまったく支払 われない可能性も含め、変動報酬部分に関し執行される予定の完全に柔軟な制度に対し、報酬総 額のうちの十分に高い割合を占めるよう注意する。

この措置は、従業員が不適切なリスク負担を行う可能性(もしあれば)を回避することを目的とする。年間評価手続き期間中に査定された運用成績に依拠し、従業員の達成度に依拠し、従業員による管理会社の原則の順守に依拠し、および管理会社の年間の収益性に依拠し、管理会社の取締役会および/または管理職は、変動報酬のいずれかを割当てないという決定を行うことができる。

管理会社は、その報酬制度の詳細は以下のウェブサイト(https://www.mufg-

investorservices.com/services/mufglm/)において容易に入手することができると述べている。最新の報酬制度全体の詳細および報酬および給付金の算出方法の記載、報酬の割当て責任者の氏名ならびに利点が、この制度の中で入手可能である。均衡の原則により、管理会社は、報酬制度において説明されている通り、管理会社がいかなる独立した報酬委員会も設定してこなかったことを確認する。この報酬制度の説明書を、投資家は簡単な請求により無料で入手できる。

管理会社は、()ファンドの投資運用サービスを提供するため、AHLパートナーズ・エルエルピーをファンドの投資運用会社として任命しており、また()ファンドの資産を保管し、管理業務を遂行するため、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をファンドの保管会社およびUCI管理事務代行会社に任命している。

UCI管理事務代行会社は、登録機関としての機能、純資産価額の計算および会計機能、ファンドの所在地代行業務、ならびに顧客とのコミュニケーション機能を担当する。

UCI管理事務代行会社の機能は、ルクセンブルグ金融監督委員会(CSSF)通達22/811の 定めの範囲内の意味を有するものと理解される。

管理会社が管理・運用を行っているファンドは、2024年10月末日現在、下記の通りである。

| 設定地 | ファンドの種類 | シングル・ ファンド | アンブレラ型 ファンド | ポート フォリオ | 純資産価額 (百万米ドル) |
|-------------|--|---------------|----------------|-------------|--------------------------|
| ケイマン | オープンエンド 契約型投資信託 (租税免除) | 19 | 5 | 34 | 5,063.98 |
| ルクセンブル グ | UCITS Part 準拠 投資法人 | 0 | 1 | 7 | 849.43 |
| | UCITS Part 準拠 投資信託 | 1 | 0 | 1 | 41.86 |
| | RAIF (特定代替 投資信託) | 1 | 3 | 10 | 1,265.25 |
| | SIF(専門投資信 託) | 7 | 1 | 10 | 2,296.14 |
| | SICAV FIS(変動資 本を有する投資法 人 - 専門投資法 人) | 0 | 1 | 1 | 82.66 |
| バミューダ | 投資法人 | 1 | 0 | 1 | 22.22 |
| 合計 | | | | | 9,538.88 (約1兆4,656億円) |

EDINET提出書類

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

(3)その他

本書提出日前6ヵ月以内において、管理会社に対して係争中またはそのおそれのある訴訟はな く、また管理会社の知る限り、ファンドまたは管理会社に重要な影響を与えまたは与えるおそれ のある事由は発生していない。

<u>次へ</u>

5 管理会社の経理の概況

- a.管理会社の最近2事業年度(2022年1月1日から12月31日までおよび2023年1月1日から12月31日まで)の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b.管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における公認法定監査人であり、外国監査法人等 (公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)で あるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当する と認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相 当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c.管理会社の原文の財務書類はユーロで表示されている。日本文の財務書類には、円換算額が併記されている。日本円による金額は、2024年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=166.73円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

次へ

(1)資産及び負債の状況

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. 貸借対照表

2023年12月31日現在

| | | 2023年 | | 2022 | 年 |
|---|-------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| | • | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 資産 | | | | | |
| C. 固定資産 | | | | | |
| . 有形資産 | (注10) | 0.00 | 0 | 2,793.20 | 465.71 |
| D. 流動資産 | | | | | |
| .債権 | | | | | |
| 1. 取引債権 | | | | | |
| a) 1年以内に支払期日の到来する債 権 | (注4) | 543,000.35 | 90,534.45 | 943,576.79 | 157,322.56 |
| b) 1年より後に支払期日の到来する 債権 | (注6) | 109,684.19 | 18,287.64 | 115,415.19 | 19,243.17 |
| . 現金預金および手元現金 | (注11) | 9,805,417.53 | 1,634,857.26 | 10,177,361.29 | 1,696,871.45 |
| 資産合計 | | 10,458,102.07 | 1,743,679.36 | 11,239,146.47 | 1,873,902.89 |
| 資本金、準備金および負債 | | | | | |
| A. 資本金および準備金 | (注3) | | | | |
| . 払込資本金 | | 7,375,000.00 | 1,229,633.75 | 7,375,000.00 | 1,229,633.75 |
| . 準備金 | | | | | |
| 1. 法定準備金4. その他準備金(公正価値準備金を含む。) | | 381,342.00 | 63,581.15 | 381,342.00 | 63,581.15 |
| a) その他分配可能準備金 | | 1,220,200.00 | 203,443.95 | 1,220,200.00 | 203,443.95 |
| b) その他非分配可能準備金 | | 1,087,000.00 | 181,235.51 | 1,328,550.00 | 221,509.14 |
| . 繰越損益 | | 96,852.26 | 16,148.18 | 1,490.72 | 248.55 |
| . 当期損益 | | (904,831.14) | (150,862.50) | (146,188.46) | (24,374.00) |
| B. 引当金 | | | | | |
| 1. 納税引当金 | (注6) | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| C. 債務 | | | | | |
| 4. 取引債務 | | | | | |
| a) 1年以内に支払期日の到来する債 務 | (注5) | 971,824.12 | 162,032.24 | 918,151.91 | 153,083.47 |
| 8. その他債務 | (注7) | | | | |
| a) 租税債務 | | 128,162.76 | 21,368.58 | 110,413.23 | 18,409.20 |
| b) 社会保障債務 | | 102,552.07 | 17,098.51 | 50,187.07 | 8,367.69 |
| 資本金、準備金および負債合計 | | 10,458,102.07 | 1,743,679.36 | 11,239,146.47 | 1,873,902.89 |
| 財務書類に対する注記を参照のこと | 0 | | | | |

(2)損益の状況

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. 損益計算書 2023年12月31日に終了した年度

| | | 2023年 | | 2022年 | |
|----------------------------------|-------|----------------|--------------|----------------|--------------|
| | | (ユーロ) | (千円) | (ユーロ) | (千円) |
| 1. 純売上高 | (注4) | 3,081,221.63 | 513,732.08 | 3,571,183.58 | 595,423.44 |
| 4. その他営業収益 | | 146,323.27 | 24,396.48 | 287,542.46 | 47,941.95 |
| 5. 原材料および消耗品ならびにその他外部 費用 | | | | | |
| a) その他外部費用 | (注5) | (626,366.95) | (104,434.16) | (614,179.28) | (102,402.11) |
| 6. 人件費 | (注9) | | | | |
| a) 賃金・給与 | | (2,349,170.92) | (391,677.27) | (1,947,779.06) | (324,753.20) |
| b) 社会保障経費 | | (254,265.96) | (42,393.76) | (245,871.34) | (40,994.13) |
| c) その他人件費 | | (82,642.01) | (13,778.90) | (40,261.97) | (6,712.88) |
| 7. 評価調整 | | | | | |
| a) 設立費用および有形・無形固定資産に 関する評価調整 | | (2,793.20) | (465.71) | (6,796.83) | (1,133.24) |
| 8. その他営業費用 | (注12) | (574,230.47) | (95,741.45) | (958,095.41) | (159,743.25) |
| 11. その他受取利息および類似収益 | | | | | |
| b) その他利息および類似収益 | | 0.00 | 0 | 5,386.90 | 898.16 |
| 14. 支払利息および類似費用 | | | | | |
| b) その他利息および類似費用 | | (467.50) | (77.95) | (9,783.04) | (1,631.13) |
| 15. 法人税 | (注6) | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 |
| 16. 法人税控除後の損益 | | (662,392.11) | (110,440.64) | 41,346.01 | 6,893.62 |
| 17. 上記 1 .乃至16.には含まれないその他の 租税 | | (242,439.03) | (40,421.86) | (187,534.47) | (31,267.62) |
| 18. 当期損益 | | (904,831.14) | (150,862.50) | (146,188.46) | (24,374.00) |

財務書類に対する注記を参照のこと。

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. 財務諸表に対する注記 2023年12月31日現在

注1 一般事項

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(以下「当社」という。)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社として1995年1月4日にルクセンブルグにおいて設立された。当社の目的は、一または複数の投資信託(以下「ファンド」という。)の管理および運用、ならびにファンドの不可分の共有持分を証明する証券または確認書の発行である。

2016年 5 月 1 日付で当社はその名称をMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.へと変更した(前エムユージーシー・ルックス・マネジメント・エス・エイ)。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグL‐1150 アーロン通り287‐289に設立されている。

当社の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までである。

当社の目的は、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日法(改正済)(以下「2010年法」という。)第15章およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法(改正済)(以下「2013年法」という。)の規定に従い、1または複数の()欧州指令第2009/65/EC(改正済)に従い認可された譲渡可能有価証券を投資対象とする契約型投資信託(以下「UCITS」という。)、()欧州指令第2011/61/EU(改正済)の意味の範囲内のオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)、および()これらの指令の範囲には入らないその他の集合的投資ファンド(以下「UCI」という。)を、それらの受益者または株主に代って組入有価証券の合同運用を行うことである。

当社はルクセンブルグの商業登記簿に登録番号 B 49759として登録されている。

2023年12月31日現在、当社は契約型投資信託として組成された26個のファンド、会社型投資信託(SICAV)として組成された9個のファンド、43個のケイマン籍ファンドおよび1個のバミューダ籍ファンドを管理・運用している。

注2 重要な会計方針

一般原則

本年次財務書類は一般に認められている会計原則に従い、またルクセンブルグ大公国で効力を有する法令に従い作成されている。当社は2015年12月18日付け法律のレイアウトに類似する様式で、本年次財務書類を作成している。

有形および無形固定資産

有形および無形固定資産は購入価格で計上される。限られた耐用年数を持つ有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の価値をその耐用年数にわたり規則的に償却するために算出される評価調整額により減額される。

債権

債権は想定価値により帳簿に記載される。

見積による実現価値が想定価値を下回る場合には、価値の調整が記録される。

外貨換算

当社の計算書類は、ユーロ(EUR)で維持されており、年次財務書類も同通貨で表示される。

ユーロ以外の通貨で表示される金融資産および投資有価証券の取得原価は、取引時レートでユーロに換質される

ユーロ以外の通貨で表示されるその他すべての資産および負債は、貸借対照表日付の実勢為替レートで評価される。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。 実現為替差損益および未実現為替損失のみが損益計算書に反映される。

債務

債務は想定価値により帳簿に記載される。

見積による実現価値が想定価値を上回る場合には、価値の調整が記録される。実現価値は、本会社の取締役会が入手可能な情報に基づき見積もられる。

引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、貸借対照表日付現在その負担が発生する可能性があるかまたは 負担の発生は明白であるがその金額およびそれが発生する時期が不明確な損失および債務を埋め合わせる ことを目的としたものである。

納税引当金は、課税規則による税率を当期税引前利益に適用して算出される。

当社の見積りによる納税額および租税還付申告書がまだ提出されていない年度に関する前払い納税額との差額に関する納税引当金は、「納税引当金」という科目に計上され、前払い額が見積り上の引当金を上回る場合には、「取引債権」という科目に計上される。

注3 資本金および準備金

2023年3月21日付の年次株主総会において承認された前年度の利益の割当により準備金は以下の通り変更された。

| | 株式資本 (ユーロ) | 法定準備金(ユーロ) | 富裕税準備金 (ユーロ) | その他分配可能 準備金 (ユーロ) | 当期利益 (ユーロ) | 繰越利益 (ユーロ) |
|-------------------------|-----------------|------------|-----------------|-------------------------|-----------------|---------------|
| 期首現在残高 | 7,375,000.00 | 381,342.00 | 1,328,550.00 | 1,220,200.00 | (146,188.46) | 1,490.72 |
| 前年度の利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 146,188.46 | (146,188.46) |
| 当期利益 | 0 | 0 | 0 | 0 | (904,831.14) | 0 |
| 2020年富裕税準備金 への振替 | 0 | 0 | 21,650.00 | 0 | 0 | (21,650.00) |
| 2018年に係る富裕税 準備金からの振替 | 0 | 0 | (263,200.00) | 0 | 0 | 263,200.00 |
| 配当金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 法定準備金への割当 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 期末現在残高 | 7,375,000.00 | 381,342.00 | 1,087,000.00 | 1,220,200.00 | (904,831.14) | 96,852.26 |

株式資本

2023年12月31日現在、当社の発行済全額払込済資本金は、額面金額各25ユーロの記名式株式295,000株で表象される7,375,000.00ユーロである。

2023年12月31日現在、当社はそのいずれの自己株式も取得していなかった。

法定準備金

ルクセンブルグ法に基づき、当社は、法定準備金が株式資本の10%に到達するまで、年間純利益の少なくとも5%相当額を法定準備金に充当しなければならない。法定準備金は会社解散の場合を除き、配当に使用することはできない。

その他準備金

その他準備金は、富裕税準備金およびその他分配可能準備金より構成される。

富裕税準備金

ルクセンブルグの租税法に基づき、当社は当該年度に期日が到来する富裕税の全部または一部につき税額控除を得ることを選択している。この控除の恩恵を受けるために、当社は翌年度末までに富裕税控除額

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

の5倍に相当する金額を、5年の期間に亘り維持しなければならない特別準備金として積み立てることを確約しなければならない。当社は、2022年度及び2023年度は損失を出した状態であり、ゆえに、この準備金の積み立てはなされていない。

富裕税債務

この準備金の分配は、当社が税法によって許されるような税額免除の利益を全面的にまたは部分的に放棄する決定をしなければ、5年間制限される。

その他分配可能準備金

1999年に年次株主総会は、5,717,481ルクセンブルグ・フラン(141,732.65ユーロ)を、その処分が当社取締役会の裁量に委ねられたその他分配可能準備金に割当てることを決定した。

かかるその他分配可能準備金はその後2000年以降増額され、現在の水準である1,220,200.00ユーロに達した。

当社取締役会は、適切と判断した場合または適切と判断した時には、かかるその他分配可能準備金の分配を決定することができる。

注4 売掛金および純売上高

純売上高はファンドから受領した管理報酬、AIFM報酬その他の報酬より構成される。自らの活動の対価およびその費用払戻として、当社は当社が管理する各ファンドの四半期毎の平均純資産額に基づき計算された管理報酬を各四半期末に受領する権利を有する。

2023年12月31日現在、未収管理報酬は498,972.66ユーロ(2022年:847,563.43ユーロ)であり、「1年以内に支払期日の到来する債権」の項に計上された。

注5 その他外部費用

その他外部費用は、業務代行報酬より構成される。2022年11月23日付および2022年12月1日付業務契約に基づき、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は2014年1月1日付で、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をその業務代行会社として任命した。

0.00

0.00

0.00

0.00

注6 税金

当社は、法人所得税、地方事業税および富裕税を含む、ルクセンブルグの課税対象法人に適用されるすべての税金を課せられる。

貸借対照表

資産 - 受取債権

| | 2023年 | 2022年 |
|--------------------|-------------|------------|
| | (ユーロ) | (ユーロ) |
| 前払税金 | 109,684.19 | 115,415.19 |
| 前払税金合計 | 109,684.19 | 115,415.19 |
| <u>損益計算書</u> 費用 | 2023年 (ユーロ) | 2022年 |

0.00

0.00

50,800.00

50,800.00

注7 その他債務

法人税合計

当該年度に係る地方事業税

当該年度に係る法人税

当該年度に係る富裕税

2023年および2022年に当社は、ルクセンブルグ国外所在の事業者から特定の業務サービスを受けている。当該サービスに関し支払うべき付加価値税は、当社の付加価値税申告書が提出された時に、ルクセンブルグ課税当局に支払われる。

注8 経営陣メンバーに付与された報酬、前払金および貸付金

2023年に、当社は経営陣のメンバーおよび元メンバーに対し何ら報酬、貸付または退職年金も付与していない。また何らの約束も生じていない。

注9 人件費

当社は、2023年12月31日現在では19名および2023年度中は平均で19名(2022年12月31日現在:16名および2022年度中:平均で16名)の従業員を雇用していた。

注10 有形資産の変動

当年度中、当社の固定資産には以下の変動が発生した。

有形固定資産:

| | 期首総評価額 | 追加 | 期末総評価額 | 累計評価調整額 | 期末純評価額 | |
|-------|-----------|-------|-----------|-----------|--------|--|
| | (ユーロ) | (ユーロ) | (ユーロ) | (ユーロ) | (ユーロ) | |
| 設備・備品 | 35,903.78 | 0.00 | 35,903.78 | 35,903.78 | 0.00 | |

注11 現金預金および手元現金

2023年12月31日現在、現金預金の85.47%は、関係会社であるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に保有されている。

注12 その他営業費用

| | 2023年 | 2022年 |
|-------------|------------|------------|
| | (ユーロ) | (ユーロ) |
| 賃貸費用 | 83,325.31 | 80,315.07 |
| 専門家報酬 | 190,189.52 | 212,525.84 |
| 業務契約 | 28,880.79 | 29,598.96 |
| 人件費および年間拠出金 | 89,839.25 | 71,016.30 |
| 事務所費用 | 149,951.88 | 129,192.27 |
| 商業報酬 | 3,000.00 | 3,000.00 |
| その他 | 29,043.72 | 432,446.97 |
| その他営業費用合計 | 574,230.47 | 958,095.41 |
| | | |

2022年度において、「その他」は、主に、総額387,934.19ユーロのオペレーションエラーに関する費用で構成された。

注13 コミットメント

建物に関し契約されている定額賃借料支払いに関するコミットメントは、2023年12月31日現在、74,400.00ユーロ(2022年12月31日現在:74,400.00ユーロ)であった。

注14 監查報酬

2009年12月18日法第84条の規定に従い、当社はその年次財務書類において監査報酬情報を開示する義務を免除されている。

注15 親会社

2017年6月1日以降、当社は、日本法の下に設立され、その登記上の事務所が東京に所在する持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)傘下の三菱UFJ信託銀行株式会社の完全子会社である。

当社の年次財務書類は、郵便番号100-8212 日本国東京都千代田区丸の内1丁目4番5号に登記上の事務 所が所在する三菱UFJ信託銀行株式会社(登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号)の連結年次財務 書類に含まれている。

持株会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結年次財務書類は、郵便番号100日本国東京都千代田区丸の内2丁目7番1号所在の本社において入手することができる。

注16 当社が委託している業務の報酬

当社が委託している業務(投資運用業務、販売業務および管理事務代行業務)に対して、使用されている契約の取決めに従い、これらの業務を担当する委託を受けている会社に、投資ファンドの資産から直接に報酬が支払われている。

注17 後発事象

EDINET提出書類

MUFGINDA マネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「当グループ」という。)が事業を営む国・地域(ルクセンブルクを含む。)で、第2の柱(Pillar Two)に係る法律が、制定されまたは実質的に制定された。当グループは制定された法律の適用範囲内に所在している。ただし、同法は報告日間近に制定された。ゆえに、当グループおよび当社は、2023年12月31日時点における第2の柱による法人税への潜在的な影響とエクスポージャーを評価している段階にある。当社はルクセンブルクの営利法人に適用される一般的な税制に服している。

次へ

MUFG Lux Management Company S.A.

BALANCE SHEET

As at December 31, 2023

| ASSETS | Notes | 2023 EUR | 2022 EUR |
|--|-------|--------------------|---|
| C. Fixed assets | | | |
| II. Tangible assets | 10 | 0,00 | 2.793,20 |
| D. Current assets | | | |
| I. Debtors | | | |
| 1. Trade debtors | | | |
| a) becoming due and payable within one year | 4 | 543.000,35 | 943.576,79 |
| b) becoming due and payable after more than one | | | |
| year | 6 | 109,684,19 | 115,415,19 |
| IV. Cash at bank and in hand | 11 | 9.805,417,53 | 10.177.361,29 |
| | | | |
| TOTAL ASSETS | | 10.458.102,07 | 11.239.146,47 |
| CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES | Notes | 2023 EUR | 2022 EUR |
| A. Capital and reserves | 3 | | |
| Subscribed capital | | 7.375.000.00 | 7.375.000,00 |
| IV. Reserves | | 1775 NOVEMBER 1886 | 250000000000000000000000000000000000000 |
| Legal reserve | | 381.342,00 | 381.342,00 |
| Other reserves, including the fair value reserve | | | |
| a) other available reserves | | 1.220.200,00 | 1.220.200,00 |
| b) other non-available reserves | | 1.087.000,00 | 1.328.550,00 |
| V. Profit (loss)brought forward | | 96.852,26 | 1.490,72 |
| VI. Profit (loss) for the financial year | | (904.831,14) | (146.188,46) |
| B. Provisions 1. Provisions for taxation | 6 | 0.00 | 0,00 |
| St. 18 | | 0,00 | 0,00 |
| C. Creditors 4. Trade creditors | | | |
| a) becoming due and payable within one year | 4 | 971.824,12 | 918.151,91 |
| Other creditors | 7 | 371.024,12 | 310.131,31 |
| a) Tax authorities | | 128.162.76 | 110,413,23 |
| b) Social security authorities | | 102.552,07 | 50.187,07 |
| TOTAL CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES | | 10.458.102.07 | 11.239.146,47 |

[&]quot;The accompanying notes are integral part of these annual accounts"

MUFG Lux Management Company S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2023

| | | Notes | 2023 | 2022 |
|-----|--|-------|----------------|----------------|
| | | | EUR | EUR |
| 1. | Net turnover | 4 | 3.081.221,63 | 3.571.183,58 |
| 4. | Other operating income | | 146.323,27 | 287,542,46 |
| 5. | Raw materials and consumables and | | | |
| | other external expenses | | | |
| | a) Other external expenses | 5 | (626.366,95) | (614.179,28) |
| 6. | Staff costs | 9 | | |
| | a) Wages and salaries | | (2.349.170,92) | (1.947.779,06) |
| | b) Social security costs | | (254.265,96) | (245.871,34) |
| | c) Other staff costs | | (82.642,01) | (40.261,97) |
| 7. | Value adjustments | | | |
| | a) in respect of formation expenses | | | |
| | and of tangible and intangible fixed | | | |
| | assets | | (2.793,20) | (6.796,83) |
| 8. | Other operating expenses | 12 | (574.230,47) | (958.095,41) |
| 11. | Other interest receivable and similar | | | |
| inc | ome | | | |
| | b) other interest and similar income | | 0,00 | 5.386,90 |
| 14. | Interest payable and similar | | | |
| | expenses | | | |
| | b) other interest and similar expenses | | (467,50) | (9.783,04) |
| 15. | Tax on profit (loss) | 6 | 0,00 | 0,00 |
| 16. | Profit (loss) after taxation | | (662.392,11) | 41.346,01 |
| 17. | Other taxes not included in captions | | (242,420,02) | (407 524 47) |
| | 1. to 16. | | (242.439,03) | (187.534,47) |
| 18. | Profit (loss) for the financial year | - | (904.831,14) | (146.188,46) |

[&]quot;The accompanying notes are integral part of these annual accounts"

MUFG Lux Management Company S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

NOTE 1 - GENERAL

MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A. (the "Company") was incorporated on January 4, 1995 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law. The object of the Company is the administration and management of one or more investment funds (hereafter "the Funds"), and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests in the Funds.

On May 1, 2016, the Company changed its name to MUFG Lux Management Company S.A. (previously MUGC Lux Management S.A.).

The Company's registered office is established at 287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg.

The financial year of the Company runs from the first of January until the thirty-first of December of each year.

The object of the Company is the collective portfolio management of one or several (i) undertakings for collective investment in transferable securities authorized according to the Directive 2009/65/EC, as amended ("UCITS"), (ii) alternative investment funds within the meaning of the Directive 2011/61/EU, as amended ("AIF") and (iii) other collective investment funds not covered by these Directives ("UCI") on behalf of their unitholders or shareholders in accordance with the provisions of chapter 15 of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law") and the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the "2013 Law").

The Company is registered in the Luxembourg Registre de Commerce et des Sociétés under the number 849759

As of December 31, 2023, the Company managed 26 Funds organised as Fonds Commun de Placement, 9 Funds organised as SICAVs, 43 Cayman Funds and 1 Bermuda Fund.

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

MUFG Lux Management Company S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 2 - SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

General principles

These annual accounts have been prepared in accordance with generally accepted accounting principles and in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg. The Company presents its annual accounts in the format similar to the layout of the law dated December 18, 2015.

Tangible and intangible fixed assets

The tangible and intangible fixed assets are recorded at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives.

Debtors

Debtors are carried at their nominal value.

A value adjustment is recorded when the estimated realisable value is lower than the nominal value.

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (EUR) and the annual accounts are expressed in this currency.

The cost of financial assets and investments expressed in a currency other than EUR is translated into EUR at historical rates.

All other assets and liabilities expressed in a currency other than EUR are valued at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

MUFG Lux Management Company S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rates prevailing at the date of the transaction.

Only realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are reflected in the profit and loss account.

Creditors

Creditors are stated at their nominal value.

A value adjustment is recorded when the estimated realizable value is higher than the nominal value. The realizable value is estimated on the basis of the information available to the Board of Directors of the Company.

Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as on which they will arise.

The provision for taxes is calculated by applying the tax rates as per the tax rules on the profit before tax for the fiscal year.

Provisions for taxation corresponding to the difference between the tax liability estimated by the Company and the advance payments for the financial years for which the tax return has not yet been filed are recorded under the caption "Provisions for taxations" or in the caption "Trade Debtors" if the advance exceeds the estimated provisions.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 3 - CAPITAL AND RESERVES

The allocation of the profit of the previous year approved by the Annual General Meeting of the Shareholders as of March 21, 2023 has modified the reserves as follows:

| | Subscribed capital | Legal reserve | Net Wealth Tax Reserves | Other Distributable Reserve | Profit for the year | Profit brought forward |
|--------------------------------------|-----------------------|------------------|----------------------------|-----------------------------------|------------------------|------------------------|
| | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR |
| Balance at the beginning of the year | 7.375.000,00 | 381.342,00 | 1.328.550,00 | 1.220.200,00 | (146.188,46) | 1.490,72 |
| Profit for the prior year | 0 | 0 | 0 | 0 | 146.188,46 | (146.188,46) |
| Profit for the current year | 0 | 0 | 0 | 0 | (904.831,14) | 0 |
| Transfer to NWT Reserve 2020 | 0 | 0 | 21.650,00 | 0 | 0 | (21.650,00) |
| Transfer from NWT Reserve for 2018 | 0 | 0 | (263.200,00) | 0 | 0 | 263.200,00 |
| Dividends distribution | o | Ô | 0 | <u>0</u> | 0 | 0 |
| Allocation to legal reserve | .0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| Balance at the end of the year | 7 375 000 00 | 381 342 00 | 1 087 000 00 | 1 220 200 00 | (904 931 14) | 96 852 26 |

Subscribed Capital

At December 31, 2023, the issued and fully paid capital of the Company amounts to EUR 7.375,000,00 represented by 295,000 registered shares of a par value of EUR 25 each.

As of December 31, 2023, the Company had not acquired any of its own shares.

Legal reserves

Under Luxembourg law, the Company must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until this reserve reaches 10% of the share capital. This reserve is not available for distribution except on dissolution of the Company.

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

MUFG Lux Management Company S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

Other Reserves

The other reserves are composed by Net Wealth tax reserves and other distributable reserve.

Net Wealth tax reserves

Based on the Luxembourg tax law, the Company has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. In order to profit from this credit, the Company must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years. The Company is in loss position in 2022 and 2023, therefore no reserves were constituted.

Net Wealth Tax liability

Distribution of this reserve is restricted for 5 years unless the Company decides to renounce fully or partially the benefit of this tax relief, as permitted by the tax law.

Other distributable reserve

The Annual General Meeting of Shareholders has decided in 1999 to allocate LUF 5.717.481 (EUR 141.732,65) to another distributable reserve that remains at the discretionary disposal of the Board of Directors of the Company.

Such other distributable reserve has subsequently been increased since 2000 to reach the present level of EUR 1.220.200,00.

The Board of Directors of the Company may decide to distribute such other distributable reserve if and when it deems appropriate.

NOTE 4 - TRADE DEBTORS AND NET TURNOVER

Net turnover is composed of management fees, AIFM fees and other fees received from the Funds. In consideration for its activities and in reimbursement of its expenses, the Company is entitled to receive at the end of each quarter a management fee calculated on the average net assets of each fund that it manages

-9-

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

during each quarter. For its ancillary services, the Company is entitled to receive fees linked to the nature of the services rendered.

As of December 31, 2023, the management fees receivable amount to EUR 498.972,66 (2022: EUR 847.563,43), and is recorded under "Trade debtors becoming due and payable within one year".

NOTE 5 - OTHER EXTERNAL CHARGES

Other external charges are composed by service agent's fees. Under the service agreements dated November 23, 2022 and December 1, 2022, MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A. has appointed Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. as its service agent, effective January 1, 2014.

NOTE 6 - TAXATION

The Company is subject to all taxes applicable to a Luxembourg taxable Company, including the corporate income tax, the municipal business tax and the Net Wealth tax.

BALANCE SHEET

| Assets - Debtors | 2023 | 2022 |
|-------------------|------------|------------|
| | EUR | EUR |
| Tax advance | 109.684,19 | 115.415,19 |
| Total tax advance | 109.684,19 | 115.415,19 |

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

| Charges | 2023 | 2022 |
|--|-----------|------|
| | EUR | EUR |
| Municipal business tax for the fiscal year | 0,00 | 0,00 |
| Corporate income tax for the fiscal year | 0,00 | 0,00 |
| Net wealth tax for the fiscal year | 50,800,00 | 0,00 |
| Total tax on profit | 50.800,00 | 0,00 |

NOTE 7 - OTHER CREDITORS

During 2023 and 2022, the Company has taken specific services from providers located outside of Luxembourg. The VAT due on those services is repaid to the Luxembourg Tax Authorities when the Company's VAT return is submitted.

NOTE 8 - EMOLUMENTS, ADVANCES AND LOANS GRANTED TO THE MEMBERS OF THE MANAGEMENT

During 2023, the Company has granted neither emoluments, nor loans or pensions retirements to members and former members of the management nor have any commitments arisen.

NOTE 9 - STAFF COSTS

The Company employed 19 employees as of December 31, 2023 and an average of 19 employees during the year 2023 (16 as of December 31, 2022 and an average of 16 employees during the year 2022).

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 10 - MOVEMEMENT IN TANGIBLE ASSETS

The following movements have occurred in the Company's fixed assets in the course of the financial year:

TANGIBLE FIXED ASSETS:

| Gross value at the A beginning of the financial year | | Additions | Gross value at the end of the financial year | Cumulative value adjustments | Net value at the end of the financial year |
|--|-----------|-----------|--|------------------------------------|--|
| | EUR | EUR | EUR | EUR | EUR |
| Equipmen | 35.903,78 | 0,00 | 35.903,78 | 35.903,78 | 0,00 |

NOTE 11 - CASH AT BANK AND IN HAND

As of December 31, 2023, 85,47% of the cash at bank is held with the related party Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

NOTE 12 - OTHER OPERATING EXPENSES

| | 2023 | 2022 |
|--------------------------------------|------------|------------|
| | EUR | EUR |
| Rental cost | 83.325,31 | 80.315,07 |
| Professional fees | 190.189,52 | 212.525,84 |
| Service contracts | 28.880,79 | 29.598,96 |
| Memberships and annual contributions | 89.839,25 | 71.016,30 |
| Office expenses | 149.951.88 | 129.192,27 |
| Commercial fees | 3.000,00 | 3.000,00 |
| Others | 29.043,72 | 432.446,97 |
| Total other operating expenses | 574.230,47 | 958.095,41 |

In 2022, «Others» were mainly composed of costs related to operational error for a total of 387,994.19 euros*

NOTE 13 - COMMITMENTS

The commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings amount to EUR 74.400,00 as of December 31, 2023 (December 31, 2022; EUR 74.400,00).

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

MUFG Lux Management Company S.A.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

- continued -

NOTE 14 - AUDIT FEES

Following the provisions of article 84 of the Law of December 18, 2009, the Company is exempted from the obligation to disclose audit fees information in its annual accounts.

NOTE 15 - PARENT UNDERTAKING

Since June 1, 2017, the Company is a capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100,00%, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Company are included in the consolidated annual accounts of Mitsubishi UFJ

Trust and Banking Corporation, registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212,

Japan. Registered Financial Institutions number 33 at Kanto Local Finance Bureau.

The consolidated annual accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

NOTE 16 - REMUNERATION OF SERVICES DELEGATED BY THE COMPANY

For the services delegated by the Company (investment management, distribution and administration), and in accordance with the contractual arrangement in place, fees are paid directly from the assets of the investment funds to the delegates in charge of those services.

NOTE 17 - SUBSEQUENT EVENTS

Pillar Two legislation has been enacted or substantively enacted in jurisdictions the Mitsubishi UFJ Financial Group ("the Group") operates, including Luxembourg. The Group is in scope of the enacted legislation. However, the legislation was enacted close to the reporting date.

NOTES TO THE ANNUAL ACCOUNTS

December 31, 2023

Therefore, the Group, and the Company, are still in the process of assessing the potential impact and exposures to Pillar Two income taxes as at 31 December 2023.

The Company is subject to the general tax regulations applicable to commercial companies in Luxembourg.



(2) その他の訂正

原届出書の当該情報につきましては、下記 < 訂正後 > の内容に訂正、または下記 < 更新後 > の内容に更新されます。

の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(3)発行(売出)価額の総額

<訂正前>

受益証券500万口について、それぞれの受益証券の1口当りの各発行価格に各発行口数を乗じた金額の合計額を上限とする。(上限見込額は、17億264万米ドル(約2,596億円))

(注)上限見込額は、便宜上、2024年7月31日現在の受益証券1口当り純資産価格(340.5279米ドル)に国内募集受益証券口数500万口を乗じて算出した金額である。

<訂正後>

受益証券500万口について、それぞれの受益証券の1口当りの各発行価格に各発行口数を乗じた金額の合計額を上限とする。(上限見込額は、15億7,534万米ドル(約2,420億円))

(注)上限見込額は、便宜上、2024年10月31日現在の受益証券1口当り純資産価格(315.0678米ドル)に国内募集受益証券口数500万口を乗じて算出した金額である。

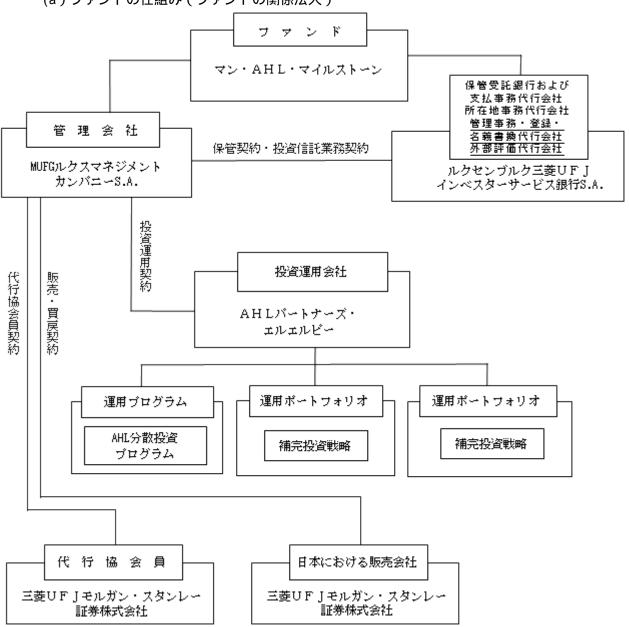
第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

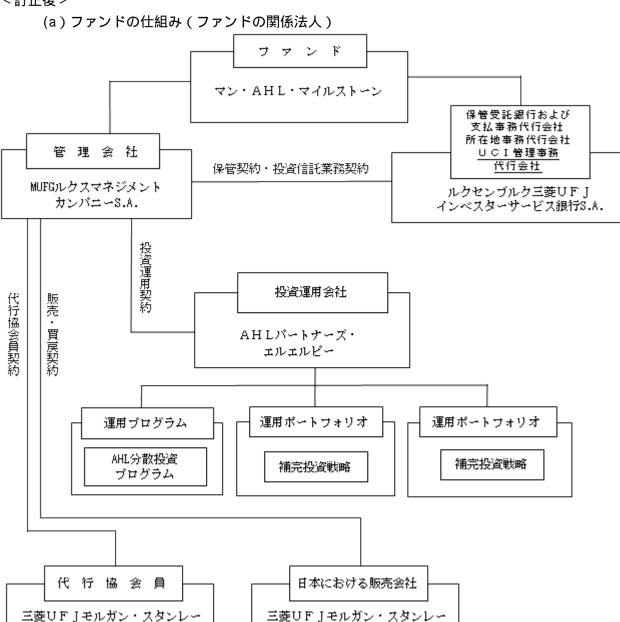
- 1 ファンドの性格
- (3)ファンドの仕組み

<訂正前>

(a) ファンドの仕組み(ファンドの関係法人)



<訂正後>



(注) UCIとは、集団投資事業をいう。以下も同様とする。

証券株式会社

証券株式会社

(b) 管理会社およびファンドの関係法人の名称および関係業務は次のとおりである。

(前略)

<訂正前>

()ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管受託銀行および支払事務代行会社」、「所在地事務代行会社」、「登録・名義書換および管理事務代行会社」および「外部評価代行会社」)ファンド資産の保管業務を行う。また、ファンドの管理事務、所在地事務、登録・名義書換および支払事務代行会社であり、ファンド受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算等を行う。

<訂正後>

()ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管受託銀行および支払事務代行会社」、「所在地事務代行会社」、および「UCI管理事務代行会社」)

ファンド資産の保管業務を行う。また、ファンドの管理事務、所在地事務、<u>UCI管理事務代</u> 行会社および支払事務代行会社であり、ファンド受益証券の発行、買戻し、登録、名義書換および純資産価格の計算等を行う。<u>UCI管理事務代行会社は、登録代理人としての機能、純資産価額計算および会計の機能、ファンドの所在地事務代行業務、ならびに顧客とのコミュニケーション機能を担当する。</u>

(後略)

(c) 関係法人のうち主要なものとの間に締結した契約(約款を除く)

(前略)

<訂正前>

()管理会社、保管受託銀行ならびに所在地事務、<u>登録・名義書換および管理</u>事務代行会社の間の 2014年7月22日付投資信託業務契約(2019年9月10日付の修正・再表示済投資信託業務契約およ び2023年5月2日付け修正・再表示済投資信託業務契約の第1回修正により変更済。以下「投資 信託業務契約」という。)は、以下について規定する。

管理会社は、投資信託業務契約および関連するルクセンブルグの法令の規定に従い、保管受託銀行をファンドの管理事務代行会社、登録および名義書換代行会社に任命し、さらに、ファンドの所在地事務代行会社に任命している。管理会社または保管受託銀行は、相手方当事者に対し、90日以上前に書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより投資信託業務契約を解約することができる。

<訂正後>

()管理会社、保管受託銀行ならびに所在地事務、<u>およびUCI管理</u>事務代行会社の間の2014年7 月22日付投資信託業務契約(2019年9月10日付の修正・再表示済投資信託業務契約および2023年 5月2日付け修正・再表示済投資信託業務契約の第1回修正により変更済。以下「投資信託業務 契約」という。)は、以下について規定する。

管理会社は、投資信託業務契約および関連するルクセンブルグの法令の規定に従い、保管受託銀行をファンドの<u>UCI管理事務</u>代行会社に任命し、さらに、ファンドの所在地事務代行会社に任命している。管理会社または保管受託銀行は、相手方当事者に対し、90日以上前に書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより投資信託業務契約を解約することができる。

(d)管理会社の設立準拠法

<訂正前>

管理会社は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年8月10日法」という。)に基づき、1995年1月4日付公正証書により、株式会社(ソシエテ・アノニム)として、存続期間無制限のものとして設立され、1995年4月5日にルクセンブルグの官報(メモリアル・C・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン)で公表された。管理会社の定款は、数回にわたり改正され、最後は2016年1月25日付公正証書により改正された。最も直近の改正は、2016年7月12日に官報で公告された。管理会社は、B49 759番と

管理会社は、2017年6月1日以降日本国の三菱UFJ信託銀行株式会社の完全子会社である。 1915年8月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。 管理会社は、2010年法第15章のもとで、かつ2013年法第2章の意味の範囲内におけるAIFMと して、投資信託の管理会社としての資格を有している。

してルクセンブルグ商業登記簿に登録されている。

< 訂正後 >

管理会社は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年8月10日法」という。)に基づき、1995年1月4日付公正証書により、株式会社(ソシエテ・アノニム)として、存続期間無制限のものとして設立され、1995年4月5日にルクセンブルグの官報(メモリアル・C・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン)で公表された。管理会社の定款は、数回にわたり改正され、最後は2016年1月25日付公正証書により改正された。最も直近の改正は、2016年7月11日にルクセンブルグの官報で公告された。管理会社は、B49759番としてルクセンブルグ商業登記簿に登録されている。

管理会社は、2017年6月1日以降日本国の三菱UFJ信託銀行株式会社の完全子会社である。 1915年8月10日法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。 管理会社は、2010年法第15章のもとで、かつ2013年法第2章の意味の範囲内におけるAIFMと して、投資信託の管理会社としての資格を有している。

(後略)

(h) 管理会社の大株主の状況

< 訂下前 >

(2024年7月31日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---------------|-----------------------|---------|-------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番 5号 | 295,000 | % 100.00 |

<訂正後>

(2024年10月31日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---------------|------------------------|---------|-------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目 4番 5号 | 295,000 | % 100.00 |

2 投資方針

(3)ファンドの運用

(前略)

<訂正前>

業務提供業者

管理事務代行会社、保管受託銀行および/またはファンドに対する業務提供業者、ならびにその各々の関係会社は、随時、投資運用会社以外の当事者が設立したその他の勘定またはその他のファンド、ビークルもしくは勘定で、ファンドと類似の投資目的および投資戦略を有するものに関連するかまたは別途関係するプライム・ブローカー、ディーラー、保管会社、保管受託銀行、登録会社、事務管理会社または販売会社として行為することができる。したがって、そのいずれかが、通常の事業の中で、ファンドと潜在的利益相反を生じている可能性がある。各々が、常に、そうした事態において、ファンドに対する義務を考慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するために努力する。管理事務代行会社、保管受託銀行および/またはファンドに対する業務提供業者、ならびにその各々の役員、従業員および関係会社は、随時、マン・グループ関係者にその他の業務を提供しおよび/またはファンドとの間に利益相反を生じ、またはファンドが追及している投資戦略と矛盾することのあるその他の金融、投資もしくは専門業務に関与することがある。純資産価額の計算を行うために任命されている管理事務代行会社は、その報酬が純資産価額に基づいているため、潜在的な利益相反に直面している。

<訂正後>

サービス・プロバイダー

<u>UCI管理</u>事務代行会社、保管受託銀行および/またはファンドに対する<u>サービス・プロバイ</u>
<u>ダー</u>、ならびにその各々の関係会社は、随時、投資運用会社以外の当事者が設立したその他の勘定またはその他のファンド、ビークルもしくは勘定で、ファンドと類似の投資目的および投資戦略を有するものに関連するかまたは別途関係するプライム・ブローカー、ディーラー、保管会社、保管受託銀行、登録会社、<u>UCI管理事務代行会社</u>または販売会社として行為することができる。したがって、そのいずれかが、通常の事業の中で、ファンドと潜在的利益相反を生じている可能性がある。各々が、常に、そうした事態において、ファンドに対する義務を考慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するために努力する。<u>UCI管理</u>事務代行会社、保管受託銀行および/またはファンドに対する業務提供業者、ならびにその各々の役員、従業員および関係会社は、随時、マン・グループ関係者にその他の業務を提供しおよび/またはファンドとの間に利益相反を生じ、またはファンドが追及している投資戦略と矛盾することのあるその他の金融、投資もしくは専門業務に関与すること

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

がある。純資産価額の計算を行うために任命されているUCI管理事務代行会社は、その報酬が純資 産価額に基づいているため、潜在的な利益相反に直面している。

(後略)

3 投資リスク

(a) 投資リスクおよびその特性

(前略)

<訂正前>

取引および決済システム上のリスク

ファンドは、ファンドの取引業務のために適切なシステムを開発し実行させることにつき、投資運 用会社およびその他のサービス提供会社に依存している。さらに、ファンドは、取引、取引の清算お よび決済、一定の金融商品の評価、そのポートフォリオおよび正味元本のモニタリング、ならびに ファンド業務の監督に不可欠なリスク管理報告書その他の報告書の作成を含むがそれに限られない多 様な目的で、コンピューター・プログラムおよびコンピューター・システムに大幅に依存している (将来の新たなシステムおよび技術に依存することもある)。ファンドおよび投資運用会社の一定の オペレーション・インターフェイスは、プライム・ブローカー(もしあれば)、保管受託銀行、登録 代理人、名義書換代理人および管理事務代行会社、市場での取引相手方およびそのサブ・カストディ アンならびにその他の業務提供業者を含む第三者により運用されているシステムに依存しており、投 資運用会社はかかる第三者のシステムのリスクまたは信頼性を検証する立場にはない。こうしたプロ グラムまたはシステムは、コンピューター「ワーム」、ウィルスおよび停電により引き起こされたも のを含むがそれに限られない、一定の制約を受けることがある。

<訂正後>

取引および決済システム上のリスク

ファンドは、ファンドの取引業務のために適切なシステムを開発し実行させることにつき、投資運 用会社およびその他のサービス提供会社に依存している。さらに、ファンドは、取引、取引の清算お よび決済、一定の金融商品の評価、そのポートフォリオおよび正味元本のモニタリング、ならびに ファンド業務の監督に不可欠なリスク管理報告書その他の報告書の作成を含むがそれに限られない多 様な目的で、コンピューター・プログラムおよびコンピューター・システムに大幅に依存している (将来の新たなシステムおよび技術に依存することもある)。ファンドおよび投資運用会社の一定の オペレーション・インターフェイスは、プライム・ブローカー(もしあれば)、保管受託銀行、およ びUCI管理事務代行会社、市場での取引相手方およびそのサブ・カストディアンならびにその他の 業務提供業者を含む第三者により運用されているシステムに依存しており、投資運用会社はかかる第 三者のシステムのリスクまたは信頼性を検証する立場にはない。こうしたプログラムまたはシステム は、コンピューター「ワーム」、ウィルスおよび停電により引き起こされたものを含むがそれに限ら れない、一定の制約を受けることがある。

(中略)

<訂正前>

新興市場における法的リスク

新興市場において、民間外国投資、金融商品取引、債権者の権利およびその他の契約関係を規制す る法律の多くは新しく、大部分が真価を試されていない。その結果、ファンドは不十分な投資家保 護、矛盾した立法、不完全、不明確および変わりやすい法律、他の市場参加者の側の規制の無視また は規制の違反、法的救済の確立されまたは効果的な手段の欠如、発達した市場に特有な標準的実務お よび守秘義務の慣習、ならびに既存の規制の実施の欠如を含む、多くの普通でないリスクに晒される ことがある。

発展途上国の会社に対する規制当局の管理およびコーポレート・ガバナンスは、投資家にほとんど 保護を与えていない。詐欺防止およびインサイダー取引禁止の立法措置は、未発達なことが多い。信

任義務という概念も、先進国のかかる概念と比べた時に限定的である。一定の場合、経営陣は、投資家の同意なく重大な行為を行うことがある。権利の保護および権利の執行のこの困難さは、ファンドおよびその運営に重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、ファンド資産が投資されている一定の新興市場国では、判決を取得し執行させることが困難なことがある。

実質所有者の特定および一定の支払いに関する源泉徴収

2010年追加雇用対策法の一部である、外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)が2010 年に米国で成立した。これは、「特定の米国人」が保有する「金融口座」についての情報を、直接ま たは間接に、米国課税当局である米国内国歳入庁(「IRS」)に毎年送付することを、米国外の金 融機関(「外国金融機関」または「FFIs」という。)に要求するものである。この要件の遵守を 怠ったFFIの、一定の米国源泉所得に対して30%の源泉徴収税が課される。2014年3月28日に、ル クセンブルグ大公国は、アメリカ合衆国との間でモデル1政府間協定(以下「IGA」という。)お よびそれに関する覚書を締結している。ファンドはそれ故FATCAを施行する米国財務省規則を直 接に遵守するのではなく、むしろFATCAの規則を遵守するため、FATCAに関係する2015年7 月24日付法律(「FATCA法」)によりルクセンブルグ法に組入れられた当該ルクセンブルグIG Aを遵守しなければならなくなる。FATCA法およびルクセンブルグIGAに基づき、ファンド は、FATCAの目的上特定の米国人である受益者(「FATCA報告対象口座」)を直接的または 間接的に特定する目的で、情報の収集を要求されることがある。ファンドに提供されたFATCA報 告対象口座に関するそうした情報は、1996年4月3日にルクセンブルグで締結された所得および資本 に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のためのアメリカ合衆国政府とルクセンブル グ大公国政府との間の条約第28条に従い、アメリカ合衆国政府との間で自動的に当該情報を交換する ルクセンブルグの租税当局と共有される。

ファンドは、FATCAを遵守しているとみなされるためFATCA法およびルクセンブルグIGAの規定を遵守する意向であり、ファンドの実際の米国投資対象およびみなし米国投資対象に帰属するいかなるかかる支払割当に関しても、30%の源泉徴収税の対象とはならない。ファンドは、FATCAおよび、特にFATCA法がファンドに課す要件の範囲を継続的に評価する。

ファンドによる、前記に従ったFATCA、FATCA法およびルクセンブルグIGAの遵守を確実にするため、管理会社はファンドの管理会社としての立場において、適用ある場合、以下を行うことがある。

- a.W-8租税申告、グローバル仲介業者証明番号(Global Intermediary Identification Number)(場合により)、または受益者のFATCA上の地位を確かめるために、当該投資者のIRSへのFATCA登録もしくは対応する適用除外のその他有効な証明を含む情報または書類を請求すること;
- <u>b. 受益者がファンドに保有する口座がFATCA法およびルクセンブルグIGAに基づきFATC</u> <u>A報告対象口座とみなされる場合、受益者およびかかる口座に関する情報をルクセンブルグ課税当</u> 局へ報告すること;
- <u>c . 非参加外国金融機関のFATCA上の地位を有する受益者への支払いに関し、情報をルクセンブ</u>ルグ税務当局(Administration des Contributions Directes)へ報告すること;
- <u>d.FATCA、FATCA法およびルクセンブルグIGAに従い、ファンドによりもしくはファン</u>ドに代り受益者に払われた一定の支払いから適用ある米国源泉徴収税を控除すること;
- e.かかる収益の支払いに関し発生する源泉徴収および報告を要求されることがあるため、米国を源泉とする一定の収益の直接の支払者に対しかかる個人情報を公表すること。

ファンドは、FATCA法において規定された個人情報の取扱いに責任を有する。取得した個人情報は、FATCA法上の目的および適用ある情報保護法制に従いファンドにより表示されたその他の目的のために使用され、ルクセンブルグ税務当局 (Administration des Contributions Directes)に伝えられることがある。FATCA関連の質問への回答は必須である。投資者は、ルクセンブルグ税

務当局 (Administration des Contributions Directes) に伝えられた情報を入手し、訂正する権利があり、その権利を行使するために登記上の事務所において管理会社に連絡を取ることができる。

ファンドは、潜在的投資者により提供された情報がFATCA、FATCA法およびIGAに基づく要件を充足しない場合、受益証券に対するいかなる申込みも拒絶する権利を留保する。

<訂正後>

新興市場における法的リスク

新興市場において、民間外国投資、金融商品取引、債権者の権利およびその他の契約関係を規制する法律の多くは新しく、大部分が真価を試されていない。その結果、ファンドは不十分な投資家保護、矛盾した立法、不完全、不明確および変わりやすい法律、他の市場参加者の側の規制の無視または規制の違反、法的救済の確立されまたは効果的な手段の欠如、発達した市場に特有な標準的実務および守秘義務の慣習、ならびに既存の規制の実施の欠如を含む、多くの普通でないリスクに晒されることがある。

発展途上国の会社に対する規制当局の管理およびコーポレート・ガバナンスは、投資家にほとんど保護を与えていない。詐欺防止およびインサイダー取引禁止の立法措置は、未発達なことが多い。信任義務という概念も、先進国のかかる概念と比べた時に限定的である。一定の場合、経営陣は、投資家の同意なく重大な行為を行うことがある。権利の保護および権利の執行のこの困難さは、ファンドおよびその運営に重大な悪影響を及ぼすことがある。さらに、ファンド資産が投資されている一定の新興市場国では、判決を取得し執行させることが困難なことがある。

(中略)

<訂正前>

ウクライナの紛争

ウクライナの紛争はファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。進行中の人道的及び政治的な危機に加え、世界的な商業活動に悪影響を及ぼし、金融、通過及び商品市場における変動を引き起こしてきた。当該紛争及び現存する危機による地域的かつ世界的な影響は急速に進展しており、ファンドの投資対象の実績に悪影響を及ぼし、重大な不確実性とファンドの全体的な業績及び投資収益に関するリスクを引き起こす可能性がある。

<訂正後>

ウクライナの紛争

ウクライナの紛争はファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。進行中の人道的及び政治的な危機に加え、世界的な商業活動に悪影響を及ぼし、金融、通過及び商品市場における変動を引き起こしてきた。当該紛争及び現存する危機による地域的かつ世界的な影響は急速に進展しており、ファンドの投資対象の実績に悪影響を及ぼし、重大な不確実性とファンドの全体的な業績及び投資収益に関するリスクを引き起こす可能性がある。

イスラエルの紛争

2023年10月7日、ハマスの過激派がガザ地区からイスラエルの南国境に侵入し、民間人や軍事目標に対する一連のテロ攻撃を行った。その後、これらのテロリストは、イスラエルとガザ地区の国境沿いに位置するイスラエルの人口および産業の中心地に対して大規模なロケット弾攻撃を開始した。この攻撃の直後、イスラエルの安全保障内閣はハマスに対して宣戦布告した。ハマスに対するイスラエルの現在の戦争の激しさ、期間、展開の予測は困難であり、そのような戦争の世界的な経済的・地政学的影響も同様である。これらおよび関連する事象は、ファンドのパフォーマンスおよびファンドへの投資価値に重大かつマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

(後略)

4 手数料等及び税金

(3)管理報酬等

(前略)

<訂正前>

保管・管理事務代行報酬

ファンドを代理する管理会社は、保管受託銀行および<u>管理</u>事務代行会社に対し四半期毎にファンドの四半期の平均純資産価額の年率0.33%の保管・<u>管理</u>事務代行報酬をファンドの資産の中から支払う(年間61,000米ドルを最低額とする)。さらに、保管受託銀行および<u>管理</u>事務代行会社が支払った一切の合理的な立替金および実費(電話、テレックス、電報および郵送の代金を含むが、これらに限らない。)ならびにファンド資産の保管が委託された銀行および金融機関の保管報酬は、ファンドが負担する。

ファンドの全ての財産の保管、ファンドの管理事務ならびに受益証券の発行、買戻し、登録、名 義書換および純資産価格の算定等の業務に対する対価である。

<訂正後>

保管·UCI管理事務代行報酬

ファンドを代理する管理会社は、保管受託銀行および<u>UCI管理</u>事務代行会社に対し四半期毎にファンドの四半期の平均純資産価額の年率0.33%の保管・<u>UCI管理</u>事務代行報酬をファンドの資産の中から支払う(年間61,000米ドルを最低額とする)。さらに、保管受託銀行および<u>UCI管理</u>事務代行会社が支払った一切の合理的な立替金および実費(電話、テレックス、電報および郵送の代金を含むが、これらに限らない。)ならびにファンド資産の保管が委託された銀行および金融機関の保管報酬は、ファンドが負担する。

ファンドの全ての財産の保管、ファンドの管理事務ならびに受益証券の発行、買戻し、登録、名 義書換および純資産価額の算定等の業務に対する対価である。

(5)課税上の取扱い

<訂下前>

2024年<u>8月</u>末時点で東京及びルクセンブルグでの販売に適用される課税は以下のような取扱いとなる。

(a) 日本の受益者に対する課税

2024年<u>8月</u>末日現在、日本の投資家(実質上の受益者)に対する課税については、日本の税法 上、以下のような取扱いとなる。

< 訂正後 >

2024年<u>11月</u>末時点で東京及びルクセンブルグでの販売に適用される課税は以下のような取扱いとなる。

(a)日本の受益者に対する課税

2024年<u>11月</u>末日現在、日本の投資家(実質上の受益者)に対する課税については、日本の税法上、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正前>

(b) ルクセンブルグの課税

ファンドへの課税

ファンドは、その所得、利益または収入につき、ルクセンブルグの課税対象ではない。ファンドは、ルクセンブルグの富裕税の対象ではない。印紙税、資本税その他の租税は、ファンドの受益証券発行によって支払いの対象になるものではない。しかしながらファンドは、原則として該当する四半期末現在のその純資産価額に基づいて、年率0.05%の税率により、計算され、四半期毎に支払われる出資税(年次税(taxe d'abonnement))が課税される。

年率0.01%に軽減された出資税が、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付規則(EU)第2017/1131号(「MMFR」)の意味におけるマネー・マーケット・ファンドとして認可されたファンド(もしくはそのサブ・ファンド)に対し適用される。年率0.01%への軽減出資税はまた、2010年法第174条が意味するところのひとつの機関投資家または複数の機関投資家のみによって受益証券が保有されていることを条件としてファンド(もしくはそのサブ・ファンド)または受益証券のクラスにも適用される。

2021年1月1日以降、ファンドは、化石燃料および/または原子力エネルギー関連活動に投資されたファンドの純資産の割合を除き、枠組み規則第3条の意味において環境的に持続可能であると認められる経済活動(以下「適格活動」)に投資されたファンドの純資産の価額に応じて、軽減された出資税率の恩恵を受けることができる。

軽減される出資税率は以下の通りである:

- ファンドの純資産総額の5%以上が適格活動に投資されている場合は0.04%
- ファンドの純資産総額の20%以上が適格活動に投資されている場合は0.03%
- ファンドの純資産総額の35%以上が適格活動に投資されている場合は0.02%
- ファンドの純資産総額の50%以上が適格活動に投資されている場合は0.01% 上記の出資税率は、適格活動に投資された純資産にのみ適用される。

出資税の適用除外は、以下の者に適用される。

- ファンド(またはそのサブ・ファンド)の資産のうち、出資税の対象である限度でルクセンブルグUCIまたはそのサブ・ファンドに投資する部分(按分比例される)
- ()その有価証券が機関投資家により保有されている、および()MMFRに従って短期金融市場ファンドとして認可された、および()それが一般に認められている格付会社から可能な限り高い格付けを取得しているファンド(またはそのサブ・ファンド)。上記()乃至()項の要件を充足する関連ファンド(またはサブ・ファンド)において複数の受益証券クラスが発

行済みの場合、上記()項を充足する受益証券のクラスのみがこの適用除外の恩恵を受けるものとする。

- その受益証券が()従業員の利益のために1つまたは複数の雇用主主導で設立された職業退職年金または類似の投資ビークルのための機関、()従業員に退職給付を提供するために、その保有するファンドを投資する1つまたは複数の雇用主の企業、および()汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付欧州議会・理事会規則(EU)第2019/1238号に基づいて設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者のために確保されているファンド(またはそのサブ・ファンド)
- その主たる目的がマイクロファイナンス機関に対する投資であるファンド(またはそのサブ・ファンド)、ならびに
- ()その有価証券が証券取引所に上場されているかまたは取引されており、()その目的が専ら、ひとつまたは複数の指数の運用業績を再現することであるファンド(またはそのサブ・ファンド)。上記()項の要件を充足する該当するファンド(またはサブ・ファンド)において複数のユニット・クラスが発行済みの場合、上記()項を充足する受益証券のクラスのみがこの適用除外の恩恵を受けるものとする。

ルクセンブルグ法人所得税上、ミューチュアル投資ファンドは導管として扱われ、多くの場合二重租税条約の恩恵は受けない。2016年7月12日付理事会指令(EU)第1164/2016号(「EU租税回避防止指令」又は「ATAD」)(2019年12月20日のルクセンブルグ法によりルクセンブルグで施行される2017年5月29日付理事会指令(EU)第2017/952号により改正済(一般的に「EU租税回避防止指令」または「ATAD」と言われる。))の全面施行により、所謂「リバース・ハイブリッドルール」が効力を有する2022年1月1日より、ミューチュアル投資ファンドやハイブリッド事業体として認定されたもの等のルクセンブルグの課税上透明な事業体は、全面的又は部分的に、定期的に改正される17%の税率(7%の失業保険料を含む2022年に適用される税率をいう)によるルクセンブルグの法人税の対象となる可能性がある。

より具体的には、ミューチュアル投資ファンドの持分の過半数を表章するミューチュアル投資ファンドの外国投資家が、ミューチュアル投資ファンドを課税上不透明な事業体とみなす法域に属し、その結果当該投資家に分配がなされるまで利益に課税されない場合、及びその限度で、法人所得税がミューチュアル投資ファンドの利益に課税される。法人所得税は、ミューチュアル投資ファンドの「ハイブリッド性」を誘引するミューチュアル投資ファンドの外国投資家(すなわち、ミューチュアル投資ファンドを課税上不透明な事業体とみなす投資家)に、部分的及び排他的に適用される。但し、当然ながら、前述の過半数要件を充足するものとする。一定の免除及び条件が適用される。特に、所謂集団投資ビークルに前述のリバース・ハイブリッドルールは適用されない。現時点では、リバース・ハイブリッドルールの一般的な適用及び集団投資ビークルの定義に関する公式な説明が待たれる。

<u>上記に基づき、前述のリバース・ハイブリッドルールは、下記の限度においてミューチュアル投</u> 資ファンドに適用されない。

- (a) ミューチュアル投資ファンドが集団投資ビークルの場合、又は
- (b) ミューチュアル投資ファンドが集団投資ビークルでないが、ルクセンブルグ非居住者で、その 法域で適用される法律に基づきミューチュアル投資ファンドを課税(又は不透明な)事業者と して扱う単一の投資家又は関連投資家がパートナーシップの50%超を保有しない場合。投資家 が関連するか否かのテストは、投資ファンドの文脈では広範であり、(まずは)全てのミュー チュアル投資ファンドの投資家が関連するものと仮定するのが賢明である。投資家が関連する か否かは、関連性があればさらに分析される可能性がある。すなわち、投資家の50%以上が自 身の法域においてミューチュアル投資ファンドを課税事業者とみなす場合である。

ミューチュアル投資ファンドは、下記の場合集団投資ビークルとなる。

- (a) 広く保有されている場合
- (b) 分散されたポートフォリオを有する場合
- (c) ミューチュアル投資ファンドがルクセンブルグの投資家保護規制の対象となる場合。

ミューチュアル投資ファンドがAIFである場合に限る。但し、ルクセンブルグの税務当局は、 ルクセンブルグのミューチュアル投資ファンドがAIFである場合、集団投資ビークルがリバー ス・ハイブリッドルール免除の恩恵を受けるために、当該条件を充足しないと主張する可能性がある。

ファンドの投資家は、ファンドがハイブリッド事業体として認定される否か、及びその結果ファンドに追加の税額が発生する合理的な可能性があるか否かを評価するために、管理会社が合理的に要求する全ての情報及び書類を管理会社に適時に提出する。

投資家は、ファンドが「リバース・ハイブリッド事業体」として再度認定され、これにより、全面的に又は部分的に、適用税率にてルクセンブルグの法人所得税の対象となるリスクが存在することを認識するべきである。

投資家は、全てのファンドの補足書類と共に目論見書全体を読み、ファンドへの投資前に必要と 思われる全ての他の情報を評価するべきである。投資家は、「リバース・ハイブリッドルール」に 関する申請フォームに記入しなければならない確認事項を注意深く読み、必要であれば専門家の助 言を求めるべきである。

源泉徴収税

ファンドが受取る利息収益および配当収益には、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがある。ファンドはさらに、源泉国において、その資産の実現または未実現の評価益に対しても課税されることがある。

ファンドによる分配ならびに清算手取金およびそれらに由来するキャピタル・ゲインは、ルクセンブルグにおいては、源泉徴収税の対象とはならない。

投資家への課税

ルクセンブルグの租税上の観点では、ファンドは投資家の間の共同所有と看做され、法人格を有さず、原則的に完全な導管の扱いを受けるものである。したがって、投資家は、投資家の居住国で効力を有する法律に従い、投資家が当該資産に直接投資したかのごとく、ファンドにより保有されている資産から生ずる収益およびキャピタル・ゲインに対し課税される。

現行の法制度のもとでは、投資家はルクセンブルグにおいていかなるキャピタル・ゲイン税、所 得税または源泉徴収税も課されることはない。ただし、ルクセンブルグに住所を有するか、居住者 であるかまたは恒久的施設を有する場合、この限りではない。

投資家が、ファンドの租税導管性の厳密な適用を請求し、ファンドの原投資対象による利益および損失を現金化していると看做されることとなる場合を除き、一般管理事務の慣行として、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは、当該ゲインが受益証券の申込みまたは購入より少なくとも6ヵ月後に現金化されている場合、ファンドへの投資は大量保有(*)とはならないことを前提として、ルクセンブルグの個人居住者の所有においては租税の対象とはならない。投資家は、ファンドがその利益および損失を現金化した時に、当該利益および損失を自ら現金化したものと看做される。

(*)持分保有が大量であると看做されるのは、売主が単独で、またはその配偶者および未成年の子と併せて、直接的か間接的かを問わず、処分の日に先立つ5年間のいずれかの時点で、ファンドの株式資本の10%超を保有しているかまたは保有していた場合である。

<u>ルクセンブルグの個人居住者がファンドから受領した分配金は、ルクセンブルグの個人所得税の</u>対象となる。

非ルクセンブルグ居住者は、二重課税条約による保護がなく、ファンドを通じていずれかのルクセンブルグ法人の10%超を保有し、ファンドの受益証券を申込から6カ月未満で買戻しを受ける場合を除き、いかなるキャピタル・ゲイン税、所得税または源泉徴収税も課されることはない。

ファンドは、生み出した収益を、関係する国の源泉徴収税の控除後に受領する。ルクセンブルグの租税上の観点からは、ファンドは投資家間の共同所有であるため、適用ある源泉徴収税率を低減させる潜在的権利は、投資家の地位に依存する。投資家がその居住国で租税を免除されている場合、または当該居住国および投資対象が所在する国の間で締結されている二重課税条約に基づき条約上の救済を受ける資格がある場合には、ファンドが負担した源泉徴収税のうち当該投資家の持ち分に按分比例した分の全額または一部の還付を受けられることがある。

(注)日本の受益者は、個人であれ法人であれルクセンブルグに住所または登記された営業所または恒久的施設を有しない場合、ルクセンブルグ税務当局により受益証券への投資に対し課税されることは一切ない。

情報の自動的交換

経済協力開発機構(「OECD」)は、世界全体で包括的かつ多国間自動情報交換(AEOI) を実現するために共通報告基準(「CRS」)を創り出した。

2014年12月9日に、欧州連合の加盟国間でCRSを実施するために、税分野における情報の強制的自動交換に関する指令第2011/16/EUを改訂する理事会指令第2014/107/EU(「ユーロ・CRS指令」)が採択された。

ユーロ・CRS指令は、税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法(以下「CRS法」という。)により、ルクセンブルグの国内法として施行された。CRS法は、ルクセンブルグの金融機関に対し、金融口座の保有者の本人確認を行うこと、また当該保有者がルクセンブルグの税情報交換協定締結相手国の財務上の居住者であるかどうかを確認することを要求している。かかる特定後、ルクセンブルグの金融機関は、当該口座保有者の金融口座情報をルクセンブルグの税務当局(直接税庁(Administration des Contributions Directes)。以下「ACD」という。)に報告し、ルクセンブルグの税務当局は、その後年次ベースで、当該情報を管轄権を有する加盟外国税務当局に自動的に転送する。

したがって、管理会社は、ファンドのためにファンドを代理して、投資者に対し、そのCRSステータスを確認するために、金融口座保有者(一定の団体およびそれらが支配する者を含む。)の本人確認および財務上の居住国に関連する情報の提供を要求することができる。CRS関連の質問への回答は必須である。取得した個人情報は、CRS法の目的および適用ある情報保護法に従ってファンドが示しているその他の目的のために使用される。ある口座がCRS法に基づきCRS報告対象口座とみなされる場合には、投資者およびその口座に関する情報は、ルクセンブルグ税務当局(ACD)に報告される。ファンドは、CRS法において規定された個人情報の取り扱いに責任を持つ。投資者にはルクセンブルグ税務当局(ACD)に通知されたデータを入手し、それを修正する権利があり、管理会社の登録事務所で管理会社に連絡することにより、その権利を行使することができる。

ファンドは、情報が提供されたか否かにかかわらず、CRS法に基づく要件を充足しない場合、 受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

CRS法に基づき、情報交換は、直前の暦年に関する情報に対し毎年9月30日までに適用される。ユーロ-CRS指令に基づき、AEOIは、直前の暦年に関するデータにつき、毎年9月30日までにEU加盟国の国内課税当局に対し適用されなければならない。

加えて、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動情報交換を行うためのOECDの管轄権を有する当局の多国間協定(以下「多国間協定」という。)を締結した。多国間協定は、非加盟国間においてCRSの実施を目指すものであり、国毎に個別に協定を締結することが要求される。

投資家は、CRSの実施に関連した潜在的な租税およびその他の結果につき、専門家に相談すべきである。

<訂正後>

(b) ルクセンブルグの課税

ファンドへの課税

ファンドは、ルクセンブルクの法人所得税法上、原則として導管の扱いを受ける。ファンドは、 ルクセンブルクの法人所得税および連帯付加税の課税対象とならない。

ただし、2019年12月20日のルクセンブルク法でルクセンブルクに導入されたリバース・ハイブ リッド・ミスマッチ・ルールに基づき、ファンドは、ルクセンブルクまたは他の法域で課税されな い純課税所得の部分について、ルクセンブルクの法人所得税の課税対象となるルクセンブルク居住 納税者とみなされる可能性がある。ルクセンブルクのリバース・ハイブリッド・ミスマッチ・ルー ルは、ファンドの議決権、資本持分または利益割合の50%以上を保有する1つまたは複数の非居住 者関連企業の総体が、ファンドをルクセンブルクの課税対象事業体として認識し、その法的性格が 異なるために当該関連企業に帰属する純所得に課税しない法域に所在する場合に適用される。

上記に拘らず、ファンドがルクセンブルクのリバース・ハイブリッド・ミスマッチ・ルールの範囲外となるのは、同ルールの意味における集団投資ビークルとして適格である場合であり、これには広く保有され、有価証券の分散ポートフォリオを維持し、投資家保護規制の対象となることが含まれる。ファンドの投資家は、ファンドのレベルにおけるルクセンブルクのリバース・ハイブリッド・ミスマッチ・ルールの適用を評価するため、およびその結果としてファンドに追加税額が発生する合理的な可能性があるかどうかを評価するために、管理会社が合理的に必要とするすべての情報および書類を管理会社に適時に提供するものとする。投資家はファンドに投資する前に、目論見書全文とファンドの補足文書を全て読み、必要と思われるその他の情報を全て評価する必要がある。投資家は、「リバース・ハイブリッド・ルール」に関連して申込書に記入しなければならない確認事項を注意深く読み、必要に応じて専門家の助言を求める必要がある。

ファンドは、ルクセンブルグの地方事業税または富裕税(最低富裕税を含む。)の対象ではない。印紙税、資本税その他の租税は、ファンドの受益証券発行によって支払いの対象になるものではない。しかしながらファンドは、原則として該当する四半期末現在のその純資産価額に基づいて、年率0.05%の税率により、計算され、四半期毎に支払われる出資税(年次税(taxe d'abonnement))が課税される。

年率0.01%に軽減された出資税が、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付規則(EU)第2017/1131号(「MMFR」)の意味におけるマネー・マーケット・ファンドとして認可されたファンド(またはそのサブ・ファンド)に対し適用される。年率0.01%への軽減出資税はまた、2010年法第174条が意味するところのひとつの機関投資家または複数の機関投資家のみによって受益証券が保有されていることを条件としてファンド(またはそのサブ・ファンド)または受益証券のクラスにも適用される。

2021年1月1日以降、ファンドは、化石燃料および/または原子力エネルギー関連活動に投資されたファンドの純資産の割合を除き、枠組み規則第3条の意味において環境的に持続可能であると認められる経済活動(以下「適格活動」)に投資されたファンドの純資産の価額に応じて、軽減された出資税率の恩恵を受けることができる。

軽減される出資税率は以下の通りである:

- ファンドの純資産総額の5%以上が適格活動に投資されている場合は0.04%
- ファンドの純資産総額の20%以上が適格活動に投資されている場合は0.03%
- ファンドの純資産総額の35%以上が適格活動に投資されている場合は0.02%
- ファンドの純資産総額の50%以上が適格活動に投資されている場合は0.01% 上記の出資税率は、適格活動に投資された純資産にのみ適用される。 出資税の適用除外は、以下の者に適用される。
- ファンド(またはそのサブ・ファンド)の資産のうち、出資税の対象である限度でルクセンブルグUCIまたはそのサブ・ファンドに投資する部分(按分比例される)

- ()その有価証券が機関投資家により保有されている、および()MMFRに従って短期金融市場ファンドとして認可された、および()それが一般に認められている格付会社から可能な限り高い格付けを取得しているファンド(またはそのサブ・ファンド)。上記()乃至()項の要件を充足する関連ファンド(またはサブ・ファンド)において複数の受益証券クラスが発行済みの場合、上記()項を充足する受益証券のクラスのみがこの適用除外の恩恵を受けるものとする。
- その受益証券が()従業員の利益のために1つまたは複数の雇用主主導で設立された職業退職年金または類似の投資ビークルのための機関、()従業員に退職給付を提供するために、その保有するファンドを投資する1つまたは複数の雇用主の企業、および()汎欧州個人年金商品(PEPP)に関する2019年6月20日付欧州議会・理事会規則(EU)第2019/1238号に基づいて設立された汎欧州個人年金商品の文脈における貯蓄者のために確保されているファンド(またはそのサブ・ファンド)
- その主たる目的がマイクロファイナンス機関に対する投資であるファンド(またはそのサブ・ファンド)、ならびに
- ()その有価証券が証券取引所に上場されているかまたは取引されており、()その目的が専ら、ひとつまたは複数の指数の運用業績を再現することであるファンド(またはそのサブ・ファンド)。上記()項の要件を充足する該当するファンド(またはサブ・ファンド)において複数のユニット・クラスが発行済みの場合、上記()項を充足する受益証券のクラスのみがこの適用除外の恩恵を受けるものとする。

源泉徴収税

ファンドが受取る利息収益および配当収益には、源泉国の還付不能の源泉徴収税を課されることがある。ファンドはさらに、源泉国において、その資産の実現または未実現の評価益に対しても課税されることがある。租税との関係で導管性のある法主体として、極めて稀なケースを除き、ファンドは、原則として租税条約上の特典を受けることはできない。

ファンドによる分配ならびに清算手取金およびそれらに由来するキャピタル・ゲインは、ルクセンブルグにおいては、源泉徴収税の対象とはならない。

付加価値税

ファンドと管理会社は付加価値税(以下「VAT」という。)との関係上、単一の課税対象者とみなされ、インプットVAT控除権を有していない。インプットVAT控除権がない場合、ファンドと管理会社は、()ルクセンブルク国外に設立された提供事業者から、リバース・チャージ・メカニズムに基づきルクセンブルクのVATを自己申告する義務のあるサービス(特に法律・税務顧問サービス、非課税の金融・銀行サービスなど)を受ける場合、または()外国の供給業者から年間1万ユーロ以上の物品を取得する場合に限り、ルクセンブルクで個別にVAT登録を行う必要がある。VAT登録は、上記のいずれかの条件が満たされた後15日以内に行わなければならない。ファンド・マネジメント・サービスに該当するサービスについては、VAT免除が適用される。ファンドが受益者に対して行う支払いは、その支払いがファンドの受益証券の引受に関連するものであり、ゆえに、提供された課税サービスの対価とならない限り、原則としてルクセンブルグではVATの支払義務は生じない。

投資家への課税

ルクセンブルグの租税上の観点では、ファンドは投資家の間の共同所有と看做され、法人格を有さず、ルクセンブルグにおいて、原則的に完全な導管の扱いを受けるものである(前述のルクセンブルグのリバース・ハイブリッド・ミスマッチ・ルールに服する。)。したがって、投資家は、投資家の居住国で効力を有する法律に従い、投資家が当該資産に直接投資したかのごとく、ファンドにより保有されている資産から生ずる収益およびキャピタル・ゲインに対し課税される。

受益者は、ファンドの受益証券の保有、またはファンドの受益証券に関する権利および義務の実 行、履行、交付、および/または執行のみを理由として、ルクセンブルクの居住者となることはな く、居住者とみなされることもない。

ルクセンブルクの所得税、源泉徴収税、純富裕税については、ファンドの税務上の導管性により、受益者はファンドが保有する資産に直接投資しているとみなされる。ファンドのルクセンブルク以外の資産に関する限り、ルクセンブルク以外の法域における分配および処分の税務上の取扱いは、当該法域におけるファンドの資格に依存する。

ルクセンブルク居住の個人

税務上、ルクセンブルクに居住している(または居住しているとみなされる)個人受益者は、その特定の状況に適用される税法に基づき、ファンドの収益および利益の持分に対してルクセンブルクで課税される。ルクセンブルクに居住する個人は、ルクセンブルクにおける純富裕税に服さない。

ルクセンブルク居住の法人受益者

ルクセンブルクに居住する完全に課税される法人受益者は、ファンドの収益および利益の持分に対して、最大合計24.94%(ルクセンブルク市に登録事務所を有する法人については2024年の税率)の法人所得税および地方事業税が課される。例えば、()2010年法の適用を受けるUCI、()2007年法の適用を受ける専門投資ファンド、()ルクセンブルクの税務上、専門投資ファンドとして扱われ、RAIF法の適用を受けるRAIF、または()2007年5月11日法(改正済)の家族財産管理会社関連法に服する家族財産管理会社など、特別な税制の恩恵を受けるルクセンブルク居住の法人受益者は、ルクセンブルクでの所得税が免除されるため、ファンドから得られる収益および利益の持分にはルクセンブルクの所得税が課されない。

受益証券は、ルクセンブルグの法人居住者である受益者の課税される正味資産を構成する。ただし、受益証券の保有者が()2010年法に服するUCI、()証券化に関する2004年3月22日法(改正済)に準拠する証券化ビークル、()リスク・キャピタルへの投資ベンチャーに関する2004年6月15日法(改正済)に服するベンチャー・キャピタル会社、()2007年法の適用を受ける専門投資ファンド、または()RAIF(reserved alternative investment fund)に関する2016年7月23日法(RAIF法)の適用を受けるRAIF、または()家族財産管理会社に関する2007年5月11日法(改正済)の適用を受ける家族財産管理会社、または()2005年2月13日法(改正済)に服する専門的年金機構、のいずれかに該当する場合はこの限りでない。課税対象となる純資産には、年率0.5%の税金が課される。純資産の5億ユーロを超える部分については、0.05%の軽減税率が適用される。

但し、次に掲げる法主体は、最低純富裕税に服する。

()証券化に関する2004年3月22日法(改正済)に準拠する証券化会社、()リスク・キャピタルへの投資ベンチャーに関する2004年6月15日法(改正済)に服するオペークなベンチャー・キャピタル会社、()2005年2月13日法(改正済)に服する専門的年金機構、および()ルクセンブルクの税務上ベンチャーキャピタルビークルとして扱われ、RAIF法(改正済)に服するオペークなRAIF。

非居住者受益者

ルクセンブルクに恒久的施設または恒久的代表者を持たない非居住者個人または法人である受益者には、通常、ルクセンブルクにおいて、保有受益証券に関する所得税、贈与税、相続税、その他の税金は課せられない。

ルクセンブルクに、受益証券の帰属先である恒久的施設を持たない非居住の個人または法人である受益者も、ルクセンブルクでは純富裕税に服さない。上記に関わらず、非居住者の受益者がファンドを通じて、()ルクセンブルクに所在する不動産資産、または()ルクセンブルクの会社に対する実質的(過去5年間のいずれかの時点で、単独または特定の近親者とともに、その会社の発行

EDINET提出書類

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

済株式の10%超を保有すること)と認定される参加持分、間接的に保有する場合、キャピタルゲイ ン課税に服する可能性がある。

この()の課税は、(a)取得から6か月以内に売却、買戻し、償還が行われる場合、または(b) 取得から6か月より後に売却、買戻し、償還が行われる場合で、受益者が15年以上ルクセンブルク の居住納税者であり、かつ当該売却等が行われる前の5年以内にルクセンブルク以外の納税者と なった場合に適用される。ただし、ルクセンブルグが締結している関連する二重課税回避のための 租税条約がある場合は、キャピタルゲインに課税する権限を持つ国(居住国またはルクセンブル グ)を決定するために当該条約を参照する必要がある。最後に、1または複数の受益者が、ファン ドが構成事業体またはジョイント・ベンチャーとみなされる第2の柱のグループ(下記で定義され る)を形成する場合、(除外規定が適用されない限り)第2の柱グループの関連する親事業体のレ ベルで上乗せ税が適用される可能性がある。受益者は各自の税務アドバイザーに相談し、第2の柱 の影響を評価することが推奨される。

情報の自動的交換

経済協力開発機構(「OECD」)は、世界全体で包括的かつ多国間自動情報交換(AEOI)を実現するために共通報告基準(「CRS」)を創り出した。

2014年12月9日に、欧州連合の加盟国間でCRSを実施するために、税分野における情報の強制的自動交換に関する指令第2011/16/EUを改訂する理事会指令第2014/107/EU(「ユーロ・CRS指令」)が採択された。

ユーロ・CRS指令は、税分野における金融口座情報の自動交換に関する2015年12月18日法(以下「CRS法」という。)により、ルクセンブルグの国内法として施行された。CRS法は、ルクセンブルグの金融機関に対し、金融口座の保有者の本人確認を行うこと、また当該保有者がルクセンブルグの税情報交換協定締結相手国の財務上の居住者であるかどうかを確認することを要求している。かかる特定後、ルクセンブルグの金融機関は、当該口座保有者の金融口座情報をルクセンブルグの税務当局(直接税庁(Administration des Contributions Directes)。以下「ACD」という。)に報告し、ルクセンブルグの税務当局は、その後年次ベースで、当該情報を管轄権を有する加盟外国税務当局に自動的に転送する。

したがって、管理会社は、ファンドのためにファンドを代理して、投資者に対し、そのCRSステータスを確認するために、金融口座保有者(一定の団体およびそれらが支配する者を含む。)の本人確認および財務上の居住国に関連する情報の提供を要求することができる。CRS関連の質問への回答は必須である。取得した個人情報は、CRS法の目的および適用ある情報保護法に従ってファンドが示しているその他の目的のために使用される。ある口座がCRS法に基づきCRS報告対象口座とみなされる場合には、投資者およびその口座に関する情報は、ルクセンブルグ税務当局(ACD)に報告される。ファンドは、CRS法において規定された個人情報の取り扱いに責任を持つ。投資者にはルクセンブルグ税務当局(ACD)に通知されたデータを入手し、それを修正する権利があり、管理会社の登録事務所で管理会社に連絡することにより、その権利を行使することができる。

ファンドは、情報が提供されたか否かにかかわらず、CRS法に基づく要件を充足しない場合、 受益証券の申込みを拒絶する権利を留保している。

CRS法に基づき、情報交換は、直前の暦年に関する情報に対し毎年9月30日までに適用される。ユーロ-CRS指令に基づき、AEOIは、直前の暦年に関するデータにつき、毎年9月30日までにEU加盟国の国内課税当局に対し適用されなければならない。

加えて、ルクセンブルグは、CRSに基づき自動情報交換を行うためのOECDの管轄権を有する当局の多国間協定(以下「多国間協定」という。)を締結した。多国間協定は、非加盟国間においてCRSの実施を目指すものであり、国毎に個別に協定を締結することが要求される。

投資家は、CRSの実施に関連した潜在的な租税およびその他の結果につき、専門家に相談すべきである。

FATCA

外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」いう。)は、2010年雇用回復奨励法 (Hiring Incentives to Restore Employment Act)の一部であり、2010年に米国で法制化された。 FATCAは、米国外の金融機関(以下「外国金融機関」または「FFI」という。)に対し、「特定米国人」が直接的または間接的に保有する「金融口座」に関する情報を、米国の税務当局である米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に毎年提出することを義務付けている。この要件を遵守しないFFIの米国源泉所得の支払には30%の源泉徴収税が課される。2014年3月28日、ルクセンブルク大公国はアメリカ合衆国とモデル1政府間協定(以下「IGA」という。)およびこれに関する覚書を締結した。したがって、ファンドは、FATCAを実施する米国財務省規則に直接準拠するのではなく、FATCAの規定を遵守するために、FATCAに関する2015年7月24日法(以下「FATCA法」という。)によってルクセンブルク法に導入された当該ルクセンブルクIGAを遵守しなければならない。FATCA法およびルクセンブルグIGAに基づき、ファンド

は、FATCAの関係上、特定米国人である直接および間接受益者を特定することを目的とした情報(以下「FATCA報告対象口座」)の収集を求められる場合がある。ファンドに提供されたFATCA報告対象口座に係る当該情報は、ルクセンブルグの税務当局と共有される。1996年4月3日にルクセンブルグで締結された「所得税及び資本税に関する二重課税の回避及び財政回避の防止のためのアメリカ合衆国政府とルクセンブルグ大公国政府との間の条約」の第28条に従って、ルクセンブルグ税務当局はアメリカ合衆国政府と自動的に情報を交換する。ファンドは、FATCA法およびルクセンブルグIGAの規定を遵守し、FATCAに準拠しているとみなされることを意図しており、そのため、ファンドの実際の米国投資およびみなし米国投資に帰属する当該支払いの持分に関しては、30%の源泉徴収税が課されないことになる。ファンドは、FATCAおよび特にFATCA法がファンドに課す要件の程度を継続的に評価する。

上記に従ってファンドがFATCA、FATCA法およびルクセンブルクIGAを遵守することを確保するために、管理会社は、ファンドの管理会社としての資格において、該当する場合、以下の事項を行うことができる:

- <u>a.当該受益者のFATCA関係でのステータスを確認するために、W-8納税申告書、グローバル仲介者識別番号(該当する場合)、または投資家がIRSにFATCA登録していることを示すその他の有効な証拠、もしくは対応する免除を含む、情報または書類を要求すること</u>;
- <u>b.FATCA法およびルクセンブルクIGAに基づき、当該口座がFATCA報告対象口座とみなされる場合、受益者および当該受益者のファンド保有口座に関する情報をルクセンブルク税務</u>当局に報告すること;
- <u>c</u>.ルクセンブルクの税務当局(*Administration des Contributions Directes*)に、FATCA非参加の外国金融機関のステータスを持つ受益者への支払いに関する情報を報告すること;
- <u>d.FATCA法、ルクセンブルグIGAに従って、ファンドが、またはファンドに代わって行う</u> 受益者に対する特定の支払から、該当する米国の源泉徴収税を控除すること。
- e.特定の米国源泉所得の即時支払者に対し、当該所得の支払に関して源泉徴収および報告が必要となる場合、当該個人の情報を開示すること。

ファンドは、FATCA法に規定される個人データの取扱に責任を負う。取得した個人データは、適用されるデータ保護法に従い、FATCA法の目的およびファンドが示すその他の目的のために使用され、ルクセンブルクの税務当局(Administration des Contributions Directes)に通知される場合がある。FATCA関連の質問への回答は必須である。投資家は、ルクセンブルク税務当局(Administration des Contributions Directes)に通知されたデータへのアクセス権およびその修正権を有し、その権利を行使するために管理会社の登録事務所に連絡することができる。

潜在的投資家から提供された情報がFATCA、FATCA法およびIGAの要件を満たさない 場合において受益証券の買付けの申込みを拒否する権利をファンドは保持している。

一般的な税務リスク

受益者の税務処理

受益者の税務上の考慮事項は、受益者固有の財務および税務状況に基づいて変動する可能性がある。ファンドおよび/またはその投資の仕組みは、各受益者にとって効率的でない可能性がある。 受益者への分配額や配分額の特性、または特定の税制の適用については、いかなる保証も行われない。さらに、ファンドを含む特定の投資ストラクチャーでは、一部またはすべての受益者につき、追加コストや報告義務を発生させる場合がある。

潜在的受益者は、受益証券の申込、取得、所有、および処分に関する税務上の自身の地位について、必要に応じて税務アドバイザーの助言を得ながら自分自身で判断すべきである。ファンドおよびその関連会社、その役員、取締役、社員、パートナー、従業員、アドバイザー、または代理人は、この点に関して責任を負わない。

外国の法域における課税

受益者、ファンド、および/またはファンドが直接的または間接的な権益を有するビークルは、 それらが法人化され、組織化され、支配され、管理され、恒久的施設または代表者を維持し、また はその他の形で所在する法域、または投資が行われる法域、または関係がある法域で課税に直面す る可能性がある。このような法域での投資によりファンドが受け取る利益または収益には、源泉徴 収税または類似の租税が課される場合があり、ファンドまたは受益者のそれぞれの法域で税額控除 されない可能性がある。

税法、実務、解釈の変更

受益者、ファンド、およびその投資の税務上の立場に影響を及ぼす租税条約、法律、規制、または慣行(またはその解釈)は、ファンドの存続期間中に変更される可能性があり、場合によっては 遡及的に変更される可能性がある。これらの変更は、課税水準や課税基準、関連当局や裁判所による税法の解釈や適用に影響を与え、ファンドや受益者へのリターンに影響を与える可能性がある。

BPSと租税回避防止指令

経済協力開発機構(以下「OECD」という。)とG20諸国は、「税源浸食と利益移転(Base erosion and profit shifting)」(以下「BEPS」という。)として知られる15の行動計画を通じ、濫用的なグローバルな租税回避との闘いに共同で取り組んでいる。

BEPSの下では、特に二重課税回避のための租税条約の濫用、恒久的施設の定義、支配外国会社、過大な利払いの損金算入の制限、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントなどの問題に対処する新たな規則が、参加国の国内法に導入されているか、導入中であるか、導入される予定である。

これを受けて、EUは2つの租税回避防止指令(以下「ATAD」という。)、すなわち域内市場の機能に直接影響を及ぼす租税回避行為に対する規則を定めた2016年7月12日付理事会指令(EU)2016/1164(以下「ATAD」という。)および第三国とのハイブリッドミスマッチに関してATADを改正した2017年5月29日付理事会指令(EU)2017/952(以下「ATAD」という。)を採択した。これらの措置はすべてのEU管轄区域で実施されるため、ファンドの税効率に影響を与え、ファンドおよび受益者へのリターンに大きな影響を与える可能性がある。

さらに、欧州委員会が2021年12月22日に公表したATAD の提案は、EU域内における租税目的のためのダミー会社の悪用を防止しようとするものである。ATAD は、経済活動が最小限の事業体を特定するためのEU全体の実体テストを導入するもので、ファンドと受益者の報告義務とリターンに影響を与える可能性がある。この提案の発展にはまだ不確定要素が多いが、これらの規則(適用される場合)はリターンの課税方法に影響を及ぼし、受益者が利用できる金額が減少する可能性がある。予期せぬ影響を避けるため、定期的な把握が強く推奨される。

B E P S 2.0

濫用的な国際的租税回避とさらに闘うために、OECDとG20は、包括的枠組みを通じて、2021年に合意された2本の柱の計画(以下「BEPS 2.0」という。)を通じて国際的な法人税制を改革するための世界的な合意による解決策を見出した。

第1の柱は、大規模多国籍企業(以下「MNEs」という。)の残余利益の一部に対する課税権を、商品またはサービスの販売地または消費者の所在する市場管轄区域に再配分するための、アマウントAと呼ばれる課税権再配分メカニズムの確立を目指している。2023年10月、この課税権の再分配を調整するため、第1の柱のアマウントAを実施するための多国間条約(以下「MLC」という。)が発表されたが、MLCはまだ署名が開始されていない。さらに、第1の柱には、基本的なマーケティングおよび販売活動に従事する関連当事者である販売業者の報酬を、独立企業間原則に従って標準化することを目的としたアマウントBが含まれている。OECD/G20包括的枠組みは、OECD移転価格ガイドラインに統合されたアマウントBに関する報告書を発表した。このイニシアチブの具体的な内容や、ファンドと受益者のリターンへの潜在的な影響については、依然としてかなり不透明な部分が多い。

<u>OECDの第2の柱構想(以下「第2の柱」という。)に対応して、ルクセンブルクは2023年12月22日にグローバルミニマム税制に関する法律(以下「第2の柱法」という。)を制定した。この法律は2023年12月31日以降に開始する課税年度から適用されるが、UTPR(以下に定義する。)</u>については2025年以降の課税年度から一般的に適用される。

第2の柱法では、MNEグループまたは大規模な国内グループの構成員であり、年間売上高が750,000,000ユーロ(除外事業体の売上高を含む)以上であるルクセンブルクの構成事業体(または第2の柱法にいうジョイント・ベンチャー)は、検査対象事業年度の直前の4事業年度のうち少なくとも2事業年度において、最終親会社(以下「UPE」という。)の連結財務諸表に記載されている事業体、試験事業年度の直前の4事業年度のうち、少なくとも2事業年度において、最終親会社(UPE)の連結財務諸表における年間売上高が750,000,000ユーロ以上であったMNEグループまたは大規模国内グループ(以下「第2の柱グループ」)は、実効税率が最低税率の15%を下回った場合(以下「低課税構成法人」という。)、上乗せ課税を受ける可能性がある。上乗せ課税は、所得算入ルール(以下「IIR」という。)と課税対象外利益ルール(以下「UTPR」という。)の形で行われる。

ルクセンブルクはまた、適格国内ミニマムトップアップ税(以下「QDMTT」という。)を導入することを選択した。これにより、ルクセンブルクに所在するすべての低税率構成事業体に対して、IIRおよびUTPRよりも優先的に国内トップアップ税が適用される。

投資ファンド(第2の柱法では、以下の条件をすべて満たす事業体または組織と定義されている:(a)多数の投資家(その一部の間には関連性がない)の金融資産または非金融資産をプールするよう設計されており、(b)定義された投資方針に従って投資を行っており、(c)投資家が取引、調査、分析コストを削減し、またはリスクを集団的に分散することを可能にしており、(d)主として、投資収益または利益を生み出すこと、または特定もしくは一般的な事象もしくは結果に対する保護を目的としており、(e)その投資家は、拠出した拠出金に基づいて、ファンドの資産からのリターンまたはそれらの資産から得られる収益を得る権利を有しており、(f)ファンドまたはその運用会社が、設立されまたは管理される法域において、適切なマネーロンダリング防止規制や投資家保護規制を含む投資ファンドの規制体制に服しており、並びに(g)投資家のために投資ファンド運用の専門家によって運用されること)がUTPRおよびQDMTTの対象から除外される場合、投資ファンドが除外される事業体とみなされず、かつ第2の柱グループの構成事業体(またはジョイント・ベンチャー)であれば、その調整後純利益はIRRの対象となる可能性がある。

さらに、罰則の対象となるが、第2の柱グループのルクセンブルクの構成事業体(第2の柱法にいうジョイント・ベンチャーも同様)は、一定の期間内にルクセンブルクの税務当局に登録し、第2の柱グループに関する情報を提供することが義務付けられている。

受益者は各自の税務アドバイザーに相談し、第2の柱の適用を評価することが推奨される。

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

納税申告制度

ファンドまたは子会社(該当する場合)が適用される法律、規制、または政府当局との合意を遵守するため、または投資に関連してそうすることが適切であると判断した場合、ファンドが受益者に関する情報を税務当局またはその他の政府機関に開示することが求められる場合がある。

特に、() FATCA、() BEPS、() OECD共通報告基準、および()随時改正される EU理事会指令2018 / 822 / EUおよび関連法域における対応する施行規則(DAC6)を含む (ただし、これらに限定されない。)様々な制度の下で、ファンドが開示および報告義務の対象と なることを受益者は認識する必要がある。また、受益者は、ファンドが法律により要求されると考える開示、提出または選択を適切かつ迅速に行えるようにするため、または投資との関連において、または課税を軽減するためにかかる情報の提供が必要または望ましいとファンドが考える場合に、ファンドが合理的に要求する情報を提供する必要がある。

5 運用状況

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

<更新後>

ファンドは主に以下の9つの有価証券に投資している。

(2024年10月31日現在)

| 主要銘柄 | 口数/額面 | 原価 (米ドル) | 時価 (米ドル) | 投資比率 (%) |
|---|-------------|---------------|---------------|----------|
| 債券 | | | | |
| 2024年11月14日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券 | 3,500,000 | 3,412,097.74 | 3,492,749.05 | 8.34 |
| 2024年11月29日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券 | 3,500,000 | 3,416,031.64 | 3,485,969.90 | 8.33 |
| 2024年12月 5 日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券 | 3,500,000 | 3,415,965.00 | 3,483,300.45 | 8.32 |
| 2025年 3 月20日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券 | 3,200,000 | 3,133,951.10 | 3,144,632.64 | 7.51 |
| 2025年 3 月27日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券 | 3,500,000 | 3,427,605.90 | 3,436,495.30 | 8.21 |
| 2025年 4 月 3 日満期ゼロ・ クーポン米国財務省証券 | 3,000,000 | 2,941,838.76 | 2,943,462.30 | 7.03 |
| 投資ファンド | | | | |
| A H L ・インスティチューショ ナル・シリーズ 3 リミテッド投 資証券 | 70,534.0000 | 13,731,560.20 | 12,224,770.69 | 29.20 |
| A H L ・エボリューション・リミテッド クラス A 無議決 権 償還可能投資証券 | 610.0000 | 7,287,452.20 | 6,642,813.11 | 15.87 |
| AHL・アルファ・マスター・ リミテッド クラスA 米ドル 建、AHL AAT1 クラス A | 1,408.0000 | 1,100,344.86 | 930,386.88 | 2.22 |

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等 (イ)海外における販売

(前略)

<訂正前>

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロリストによる資金調達の防止に関する国際的な規則およびルクセンブルグの法令(2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関するルクセンブルグ法(随時改正される。)(「2004年AML法」)、実質的支配者登録簿を規定した2019年1月13日付法(「2019年RBO法」)、2010年2月1日付大公令、2012年12月14日付のルクセンブルグの金融監督委員会規則第12 - 02号(「規則第12 - 02号」)、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関する具体的な規定に関する金融監督委員会通達第13 / 556、15 / 609、19 / 732及び21 / 782号、ならびにそれぞれの変更または代替規則を含むがこれらに限られない。以下、「AML / CFT法規制」と総称する。)に従い、金融部門のあらゆる専門家に対して、投資信託がマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を行いまたはそれを発生させることを防止するための義務が課せられている。かかる規定の結果として、将来の投資家および既存の受益者、またその実質的支配者は、適用されるAML / CFT法規制を遵守するため、場合により、管理会社または管理事務代行会社から受け入れ可能な身分証明書の提出を求められることがある。管理会社または管理事務代行会社は、将来の投資家及び既存の受益者、またその実質的支配者に対しかかる本人確認を実施するために必要とみなす書類の提出を要求することができる。

申込者が、要求された書類の提出を遅延した場合、またはかかる書類を提出しなかった場合、申込は受諾されず、買戻しの場合には、買戻手取金の支払いが遅延される。管理会社、ファンドおよび<u>管</u> 理事務代行会社は、いずれも、申込者が書類を提出しなかったかまたは書類が不完全であったことの 結果としての上記の遅延または取引の処理の不実施に対し、何ら責任を負うことはない。

さらに、<u>管理</u>事務代行会社は、代行者として、ファンドがその法的および規制上の義務(前述のAML/CFT法規制、CRS法(「課税」のセクションで定義される。)およびFATCAを含むがこれらに限られない。)を遵守するために他の情報を要求することができる。

受益証券が顧客を代理する仲介業者を通じて引き受けられる場合、管理会社またはその<u>代理人</u>は、金融監督委員会規則第12 - 02号第3条に従い、このコルレス関係に対する顧客デュー・ディリジェンスを強化する措置を講じるものとする。<u>管理</u>事務代行会社は、適用あるAML/CFT法規制に従い、ファンドの株主のコルレス関係に対して厳格なデュー・ディリジェンスを適用する。

さらに、反マネー・ロンダリング及びテロ資金供与問題に関する管理は、採用されるリスクベース アプローチに従い、ファンドの投資対象も対象としなければならない。

随時、受益者は、関連する法令に従い、顧客の継続的なデュー・ディリジェンス義務に従って、追加のまたは最新の本人確認書類の供給を要求されることがある。

<訂正後>

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロリストによる資金調達の防止に関する国際的な規則およびルクセンブルグの法令(2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関するルクセンブルグ法(随時改正される。)(「2004年AML法」)、実質的支配者登録簿を規定した2019年1月13日付法(「2019年RBO法」)、2010年2月1日付大公令、2012年12月14日付のルクセンブルグの金融監督委員会規則第12-02号(「規則第12-02号」)、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止に関する具体的な規定に関する金融監督委員会通達第13/556、15/609、19/732及び21/782号、ならびにそれぞれの変更または代替規則を含むがこれらに限られない。以下、「AML/CFT法規制」と総称する。)に従い、金融部門のあらゆる専門家に対して、投資信託がマネー・ロンダリ

ングおよびテロ資金調達を行いまたはそれを発生させることを防止するための義務が課せられている。かかる規定の結果として、将来の投資家および既存の受益者、またその実質的支配者は、適用されるAML/CFT法規制を遵守するため、場合により、管理会社または<u>UCI管理</u>事務代行会社から受け入れ可能な身分証明書の提出を求められることがある。管理会社または<u>UCI管理</u>事務代行会社は、将来の投資家及び既存の受益者、またその実質的支配者に対しかかる本人確認を実施するために必要とみなす書類の提出を要求することができる。

申込者が、要求された書類の提出を遅延した場合、またはかかる書類を提出しなかった場合、申込は受諾されず、買戻しの場合には、買戻手取金の支払いが遅延される。管理会社、ファンドおよび<u>U</u> <u>C I 管理</u>事務代行会社は、いずれも、申込者が書類を提出しなかったかまたは書類が不完全であったことの結果としての上記の遅延または取引の処理の不実施に対し、何ら責任を負うことはない。

さらに、<u>UCI管理</u>事務代行会社は、代行者として、ファンドがその法的および規制上の義務(前述のAML/CFT法規制、CRS法(「課税」のセクションで定義される。)およびFATCAを含むがこれらに限られない。)を遵守するために他の情報を要求することができる。

受益証券が顧客を代理する仲介業者を通じて引き受けられる場合、管理会社またはその<u>受任者</u>は、金融監督委員会規則第12 - 02号第3条に従い、このコルレス関係に対する顧客デュー・ディリジェンスを強化する措置を講じるものとする。<u>UCI管理</u>事務代行会社は、適用あるAML/CFT法規制に従い、ファンドの株主のコルレス関係に対して厳格なデュー・ディリジェンスを適用する。

さらに、反マネー・ロンダリング及びテロ資金供与問題に関する管理は、採用されるリスクベース アプローチに従い、ファンドの投資対象も対象としなければならない。

随時、受益者は、関連する法令に従い、顧客の継続的なデュー・ディリジェンス義務に従って、追加のまたは最新の本人確認書類の供給を要求されることがある。

(後略)

3 資産管理等の概要

- (1)資産の評価
- () 純資産価額の決定

<訂正前>

各評価日現在の純資産価額は米ドルで表示され、ファンドの資産価額からファンドの負債額(管理会社がその積み立てを必要または適切と判断する一切の引当金を含む。)を控除することにより、代行会社が決定する。可能な限りにおいて、投資収益、未払利息、手数料その他の受益証券1口当り純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券口数で除した額を1セント未満を四捨五入することにより各評価日現在で計算される。

受益証券1口当り純資産価格は、通常、適用される評価日(当該評価日を除く)の3営業日後の営業終了時間(ルクセンブルグ時間)までに入手可能とする。

(中略)

<訂正後>

各評価日現在の純資産価額は米ドルで表示され、ファンドの資産価額からファンドの負債額(管理会社がその積み立てを必要または適切と判断する一切の引当金を含む。)を控除することにより、<u>UCI管理事務代行会社</u>が決定する。可能な限りにおいて、投資収益、未払利息、手数料その他の負債(管理報酬およびその他の報酬を含む。)が毎週計上される。

受益証券1口当り純資産価格は、純資産価額を発行済受益証券口数で除した額を1セント未満を 四捨五入することにより各評価日現在で計算される。受益証券1口当り純資産価格は、通常、適用 される評価日(当該評価日を除く)の3営業日後の営業終了時間(ルクセンブルグ時間)までに入 手可能とする。

(中略)

() 純資産価額の算定の停止

<訂正後>

() 純資産価額の算定の過誤と訂正

純資産価額の算定の過誤、純資産価額の算定の過誤発生時の投資家保護に関するCSSF規則 24/856の適用範囲内にある投資ルールの不遵守およびその他の過誤(以下「エラー」という。)が発生し、その是正措置として投資家への補償が必要となった場合、究極の投資家はCSSF規則 24/856に従ってファンドから補償を受けることができる。ただし、究極の投資家が金融仲介機関を通じて受益証券を引き受けた場合、当該金融仲介機関(受益者としての資格において)に対する補償金の支払いに伴い、エラーの場合の究極の投資家の全額補償の権利が影響を受ける可能性があり、その結果、当該投資家はファンド自体からは全額の補償を受けられない可能性がある。

() 純資産価額の算定の停止

(後略)

4 受益者の権利等

(1)受益者の権利等

(前略)

<訂正前>

()業務提供者に対する権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、<u>登録・名義書換代行会社、および管理</u>事務代行会社、支払事務代行会社、承認されたファンドの監査人、または随時管理会社により任命されるファンドもしくは管理会社に対するその他業務提供者に対し、いかなる直接的な契約上の権利を有することもない。2010年法および2013年法に従い、受益者に対する保管受託銀行の債務は、管理会社を通じてその履行がもたらされる。受益者に対する債務の履行につき受益者から書面による通知があったにもかかわらず、かかる通知受領後3か月の期間内に管理会社が行為することを怠った場合、当該受益者は保管受託銀行に対し直接に債務の履行を請求することができる。

<訂正後>

() サービス・プロバイダーに対する権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、およびUCI管理事務代行会社、支払事務代行会社、承認されたファンドの監査人、または随時管理会社により任命されるファンドもしくは管理会社に対するその他サービス・プロバイダーに対し、いかなる直接的な契約上の権利を有することもない。2010年法および2013年法に従い、受益者に対する保管受託銀行の債務は、管理会社を通じてその履行がもたらされる。受益者に対する債務の履行につき受益者から書面による通知があったにもかかわらず、かかる通知受領後3か月の期間内に管理会社が行為することを怠った場合、当該受益者は保管受託銀行に対し直接に債務の履行を請求することができる。

第2 その他の関係法人の概況

2 関係業務の概要

(前略)

<訂正前>

(2)ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管受託銀行」、「登録・名義書換代行会社」、「管理事務代行会社」、「支払事務代行会社」および「外部評価代行会社」)

<訂正後>

(2) ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.) (「保管受託銀行」、「UCI管理事務代行会社」、「支払事務代行会社」 および「外部評価代行会社」)

(後略)

別紙

(前略)

<訂正前>

<u>「EEA」</u> 欧州経済領域(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテ

ンシュタイン)

(中略)

「投資信託業務契約」 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.を<u>所在地</u>

事務・管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社および外部評価 代行会社として任命する、管理会社およびルクセンブルク三菱UF Jインベスターサービス銀行S.A.の間の契約(随時改訂または更改

される。)

(中略)

「管理事務代行会社」 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

EDINET提出書類

MUFGINDA マネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

<訂正後>

「所在地事務代行会社」 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

「EEA」 欧州経済領域(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテ

ンシュタイン)

(中略)

「投資信託業務契約」 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をUCI

管理事務代行会社として任命する、管理会社およびルクセンブルク

三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の間の契約(随時改訂ま

たは更改される。)

(中略)

「UCI管理事務代行会社」 ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

(後略)

EDINET提出書類 MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.

株主殿

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグL-1150

アーロン通り287-289

デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・ レスポンサビリテ・リミテ ルクセンブルグL-1821

コッケルシュエール通り20 電話番号:+352-451-451

www.deloitte.lu

監査報告書

意見

我々は、2023年12月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計 方針の要約を含む同年次財務書類に対する注記により構成されるMUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (以下「当社」という。)の年次財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令 上の要件に従い、当社の2023年12月31日現在の財務状態、および同日に終了した年度の営業成績を、真正か つ公正に表示している。

意見の根拠

我々は、監査の職業に関する2016年7月23日付の法律(以下「2016年7月23日法」という。)および金融 監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。) によりルク センブルグ向けに採用された国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して我々の監査を実施し た。2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグ向けに採用されたISAsに基づく我々の責任 は、我々の報告書の「年次財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任」にさらに記載されて いる。CSSFがルクセンブルグ向けに採用し国際会計士倫理基準審議会により発行された、国際独立性基 準を含む職業会計士の国際倫理規程(以下「IESBA規定」という。)および年次財務書類に対する我々 の監査に関連する倫理的要件に従い、我々は当社から独立した立場にあり、そうした倫理的要件に基づく 我々の他の倫理的責任を充足している。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の意見の基礎を提供するた めに充分かつ適切なものであると確信している。

年次財務書類に関する当社の取締役会の責任

当社の取締役会は、本年次財務書類の作成および表示に関連するルクセンブルグの法令上の要件に従った 当該年次財務書類の作成および公正な表示に対する責任、ならびに詐欺によるか錯誤によるかにかかわら ず、重大な虚偽表示がない年次財務書類の作成を可能とするために必要であると当社の取締役会が決定する 内部統制に対する責任を有する。

当社の取締役会が当社の清算もしくは営業の停止を意図しているかまたはそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除き、年次財務書類の作成において、当社の取締役会は、当社が継続企業として存続する能力の査定、(場合により)継続企業に関連した事項の開示、および継続企業に基づく会計基準の使用につき責任を負う。

年次財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、年次財務書類に全体として重大な虚偽表示がないか否かにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な確信は高い水準の確信であるが、2016年7月23日法およびCSSFによりルクセンブルグのために採用されたISASに従って実施された監査は、重大な虚偽表示が存在する場合には常にそれを発見するという保証ではない。虚偽表示は詐欺または錯誤により発生する可能性があり、個別にまたは全体として、その年次財務書類を根拠として利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、当該虚偽表示は重大であると看做される。

2016年7月23日法およびCSSFがルクセンブルグ向けに採用したISASに従った監査の一部として、 我々は、監査の間中、職業上の判断を行い、職業的な懐疑主義を維持する。

我々はまた、

- ・ 詐欺によるか錯誤によるかにかかわらず、年次財務書類の重大な虚偽表示のリスクを特定および査定し、そうしたリスクに対応する監査手続きを立案および実行し、ならびに我々の意見の基礎を提供する 充分かつ適切な監査の証拠を入手する。詐欺には、通謀、偽造、意図的不作為、虚偽の表明、または内部統制の無視を含むため、詐欺から生じた重大な虚偽表示を検出しないリスクは、錯誤により生じた虚偽表示を検出しないリスクより大きい。
- ・ 当社の内部統制の有効性に関し意見を表明することを目的とするのではなく、状況に応じた適切な監査 手続きを立案するために、監査に関連する内部統制の知見を入手する。
- ・ 当社の取締役会が使用した会計方針の適切性を評価し、ならびに行った会計上の見積りの合理性および 関連する開示の合理性を評価する。
- 当社の取締役会が継続企業の会計基準を使用することの適切性、および、入手した監査上の証拠に基づき、当社の継続企業として存続する能力に重大な疑義を投げかける事象または状況に関連する重大な不確実性が存在するか否か、につき結論を出す。重大な不確実性が存在すると我々が結論を出した場合、我々は承認された法定監査人の報告書において、年次財務書類における関連した開示につき注意を喚起すること、また当該開示が不適切な場合、我々の意見を修正することを義務付けられている。我々の結論は我々の承認された法定監査人の報告書の日付までに入手した監査上の証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況により、当社の継続企業としての存続を終わらせることがある。

EDINET提出書類

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

・ 開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに年次財務書類が公正な表示の目的 を達する方法において原取引および事象を表示しているか否かを評価する。

我々は、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々の監査の間に我々が特定した内部統制の 重大な不備を含む重大な監査上の所見に関し、管理責任者に伝達する。

デロイト・オーディット、公認監査事務所

エマニュエル・ミエット、公認法定監査人 パートナー

ルクセンブルグ、2024年3月7日

次へ

EDINET提出書類

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924) 訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

Deloitte Audit

Société à responsabilité limitée 20 Boulevard de Kockelscheuer

L-1821 Luxembourg

To the Shareholders of MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A. 287-289, route d'Arlon L-1150 Luxembourg

Tel: +352 451 451 www.deloitte.lu

REPORT OF THE RÉVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ

Opinion .

We have audited the annual accounts of MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2023 and the profit and loss account for the year then ended and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at December 31, 2023 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the Audit of the Annual Accounts" section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors of the Company for the Annual Accounts

The Board of Directors of the Company is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors of the Company determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors of the Company is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Company either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the Audit of the Annual Accounts

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Company.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

EDINET提出書類

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(E14924)

訂正有価証券届出書(外国投資信託受益証券)

• Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Emmanuelle Miette, *Réviseur d'entreprises agréé* Partner

Luxembourg, March 7, 2024

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理 人が別途保管しております。